

令和2年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日		令和2年 9月9日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和2年 9月9日 午前10時00分
	延 会	令和2年 9月9日 午後 5時03分

1. 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8		
2	石 澤 由 紀 子	○	9	桂 川 実	○
3	室 崎 正 之	○	10	大 野 利 春	○
4	音 喜 多 政 東	○	11	中 川 孝 之	○
5	南 谷 健	○	12	中 屋 敦	○
6	佐 藤 淳 一	○	13	堀 守	○
7	杉 田 尚 美	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
板 屋 英 志	佐 藤 貴 紀	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	酒 井 裕 之
副 町 長	會 田 周 二	教委管理課長	真 里 谷 隆
総 務 課 長	石 塚 徹	教委指導室長	廣 瀬 巧
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	早 川 知 記
危機対策室長	田 崎 清 克		
税 務 課 長	四 戸 岸 毅	教委スポーツ 課 長	高 橋 俊 彦
町 民 課 長	布 施 英 治		
保健福祉課長	亀 井 泰	監 査 委 員	黒 田 庄 司
環境林務課長	鈴 木 康 史	監査事務局長	澤 田 達 利
水産農政課長	川 越 一 寿	農委事務局長	堀 部 誠
観光商工課長	尾 張 清 一		
建 設 課 長	渡 部 貴 志		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	高 橋 政 一		

1. 会議録署名議員

10 番	大 野 利 春		
11 番	中 川 孝 之		

1. 会 期

9月9日から 9月11日までの3日間（休会日なし）

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

(2 . 9 . 9)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6	請 願 第 1 号	厚岸保育所建物（現梅香町所在）に関する請願書
第 7	認 定 第 1 号	令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 2 号	令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 3 号	令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 4 号	令和元年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 5 号	令和元年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 6 号	令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 7 号	令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 8 号	令和元年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認 定 第 9 号	令和元年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第 8	報 告 第 1 5 号	令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について

日 程	議 案 番 号	件 名
第 9	報 告 第 1 6 号	専決処分事項の報告について
第 10	議 案 第 8 0 号	令和2年度厚岸町一般会計補正予算
	議 案 第 8 1 号	令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議 案 第 8 2 号	令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議 案 第 8 3 号	令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議 案 第 8 4 号	令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議 案 第 8 5 号	令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議 案 第 8 6 号	令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議 案 第 8 7 号	令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議 案 第 8 8 号	令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算
第 11		一般質問

厚岸町議会 第3回定例会

令和2年9月9日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。
9月7日午前10時から第7回議会運営委員会を開催し、令和2年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。
議会側からの提出案件は、会期の決定、請願第1号「厚岸保育所に関する請願書」、意見書案第2号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」、意見書案第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」、意見書案第4号「国道強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。
審議方法は、請願第1号は厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとし、その他の案件は本会議で審議することに決定をいたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
認定第1号から認定第9号は令和元年度の各会計決算認定9件であります。
審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定いたしました。
報告第15号「令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」及び報告第16号「専決処分事項の報告につ

いて」は本会議で審議することに決定いたしました。

議案第80号から議案第88号は、令和2年度の各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。

議案第89号から議案第99号は一般議案11件、議案第100号から議案第103号は条例の一部改正4件、議案第104号は条例の新規制定で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

本定例会の一般質問は、6人であります。

会期は、9月9日から11日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から11日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和2年6月17日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第6、請願第1号 厚岸町保育所に関する請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 請願第1号 厚岸保育所建物（現梅香町所在）に関する請願書。

紹介議員 杉 田 尚 美。

請願趣旨。

町立厚岸保育所が奔渡町へ新築移転した後、現在、梅香町にある保育所建物を、解体せず耐震性を確保した上で、町の管理のもと、子どもたちの遊びの場として、世代間交流の場として、また各団体の活動の拠点等として、広く町民に利用させて頂けるよう請願申し上げます。

請願理由。

私達は、厚岸町で自ら子育てをしながら、子育て支援のサークル活動をおこなっています。

厚岸町は、子どもの医療費無料、給食費無料、保育料無料など子育てをするうえでの支援が整っており、子育て支援センターなど子どもと遊ぶ施設も設置されており、道外から転勤してきた方からは「行政からの支援がたくさんある良い町だ」と言われることに、町民として誇りを感じています。

しかしながら、私たちは今立ち往生しています。

稼業を抱えながらの子育ては、想像以上に大変な日々でした。両親や夫、兄弟も稼業に追われる日々…考えている以上に子供たちに寂しい想いをたくさんさせていることに気が付きました。

そんな中、支援センターに通うのが心のよりどころでした。まだまだ、戸外遊びができない下の子を安全に腕から降ろし授乳スペースまである。一番嬉しいのは、上の子と思う存分遊び、抱っこしてあげられることでした。

そんな親子共に満足な時間でいられる中、週末のセンター休館日の来ることがとても不安でした。土曜日・日曜日のセンター開放を切実に願うも、現実には難しいものでした。

また最近では、子どもが少し大きくなるとタブレットやスマートフォンで遊ぶ機会が多く、学校以外で子ども同士が体を使ったかわりを持つことが少ないと感じています。

思い返せば、私たちが子供だった頃の近所の公園には、子供たちが喧嘩をしたり膝をすりむいたりしながら遊ぶ声が響き、年齢や性別に関係なく交流する場面がたくさんありました。そこでは身体だけではなく心の痛みも感じながら、人として成長しました。また、おじいちゃんやおばあちゃんも散歩がてら公園にきてベンチに座り、日常的に見守りが行われていました。

しかし、現在の公園はそういう場所ではなくなったように思います。遊具でケガをすると誰かのせいにして騒ぎ立て、知らない誰かが見ていると不審者となり、ベンチに長時間腰かけている高齢者は徘徊と勘違いされます。

今、私たちが子ども達にしてあげられることは、学校から帰ってきてカバンを家に置

いて遊びに行くことができる、地域の子ども達が安心安全に集まれる場所を提供することだと考えます。

それを実現させるための拠点として、移転後に取り壊し予定である現厚岸保育所の建物が適所だと考えます。そこが交流の中心地として稼働することで、地域の子ども達が町内を自転車で走り回り笑い声が響き渡る元気な町となるのではないのでしょうか。

そして近い将来、子どもたちだけではなく、地域の方が集まれる共生型の活動場所とすることで、地域で活動するさまざまな方々が集い、就学前の子供たちと高齢者が接することができる世代間交流の拠点になると考えています。世代間の交流が増えることで、兄弟がいる家族は安心して子供を遊ばせることができますし、子ども達だけではなく子育て世代の私達にとっても、先輩方に悩みを聞いてもらったり、生活の知恵などを教えてもらえるかもしれません。

子どもはいっぱい遊んで、いっぱい泣いて、大きくなって欲しい。

お父さんお母さんには、少しでも子どもと過ごす時間を満喫してもらいたい。

私達はもちろん、子ども達がこれからも住みたいと思う厚岸町であり続けて欲しい。

そして以前のように、子ども達が近所のおじさんおばさんに叱られるような町に、また、誰もが最期まで安心安全に暮らし続けることができる町であるよう切に願い、その一助となると考え、上記趣旨の通り請願申し上げます。

令和2年9月2日。

厚岸町議会議長 堀守様。

請願者 子育てサークル あそぼ一の代表者。

住所 厚岸町松葉4丁目80番地。

氏名 越野麻美。

氏名 津田千幸。

- 議長（堀議員） 紹介議員であります杉田議員より説明を求められておりますので、これを許します。

7番、杉田議員。

- 杉田議員 紹介議員として、一言申し述べたいと思います。

請願の趣旨、理由につきましては、請願書のとおりでございます。

請願者は、自ら子育てを行い、小さいながらも子育て支援サークルを運営、活動されております。現在、厚岸保育所は、記載のとおり、奔渡町に新築、移転の予定で、新築移転工事を行われておりますが、移転後、梅香町に残る建物につきまして、何か再利用の方法はないかという意見がありました。町に対して、ぜひご検討いただくよう、今回の請願に至った次第でございます。

この請願の根幹にあります町の課題として土曜、日曜の子育て見守りの観点があります。厚岸町においては一次産業に従事されている方はもちろん、例えば宿泊、飲食業ですとか、介護、看護といったように、土曜、日曜が必ずしもお休みではないという方が、ご家庭が多くいらっしゃいます。

今回の請願は、大変小さな団体の小さな声かもしれませんが、多くのご家庭、

お父さん、お母さんが同感、共感いただける内容であろうかと思います。子どもの見守りや子育てに関しましては、共働きをしているご家庭が多い中で、そのご家庭だけでできるものではなくなっているように思います。まちぐるみで取り組んでいかなければならないことかと思っています。

また、町が推進しております協働のまちづくりといった観点からも、ぜひこういった町民の意見を取り入れて、町民とともに取り組んで、その声に応えていただきたいというふうに思います。

議員皆様には町議会として、こういった若いお父さん、お母さん方や、熱意ある団体の声にぜひお応えいただきたい、そういった姿勢を示していただきたいというふうをお願い申し上げます。

また、町側への要請として、この請願書の結論に関わらず、議会での結論に関わらず、ぜひ今後の子育て、教育の行政に反映させていただきたいと強く要請いたします。

改めて、議員諸系、皆様にこの趣旨、請願趣旨にご賛同いただけますよう、お願い申し上げます。紹介議員の説明と変えさせていただきたいと思います。よろしくお取りはからい、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本請願については、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

●議長（堀議員） 日程第7、認定第1号 「令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号 「令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号 「令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号 「令和元年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号 「令和元年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号 「令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号 「令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号 「令和元年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」、認定第9号 「令和元年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」

て」、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和元年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

令和元年度は、「第5期厚岸町総合計画」と「厚岸町未来創生総合戦略」の最終年度として、子育て支援策や防災・減災対策、観光振興策などを重要課題として位置づけ、各計画の集大成としての施策を講じました。

子育て支援策では、新しい「しんりゅう保育所」の建設や厚岸保育所の移転改築に係る実施設計、用地造成などを実施するとともに、学校給食の無償化に加え、昨年10月からの国の幼児教育無償化に併せた全児童に係る保育料と給食費の無償化、幼稚園児の保護者に係る給食費相当の補助を実施しました。

また、産婦健康診査や新生児聴覚検査に係る費用の全額を公費負担とするなど保護者への経済的支援を充実させ、子どもを安心して産み育てられる施策を推進しました。

防災・減災対策では、IP告知情報端末の更新と防災行政無線のデジタル化を実施するとともに、御供山避難階段と奔渡地区への（仮称）湖南地区避難場所の整備を進め、今後予想される大規模地震、津波災害等に備えた施策を講じております。

観光振興策では、観光の拠点である厚岸味覚ターミナル・コンキリエの喫茶コーナーや観光案内所の改修など利用しやすい施設整備を図るとともに、新たな特産品開発のための支援やご当地キャラクター等を活用した厚岸町のPRを実施し、魅力ある厚岸町を観光で訪れる方をはじめ全国へ広く発信するなど、交流人口の拡大に努めました。

また、これら需要課題のほか、ふるさと納税返礼品制度を活用した地場産品の普及拡大、町道の改良舗装・補修などの生活基盤の整備等の実施に対する予算執行が主な施策成果の特徴となっております。当初予算では、一般会計が117億6,213万5,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、152億1,132万円の総体規模でありました。

これに、年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、一般会計における最終予算は、平成30年度繰越明許費1億9,575万9,000円を含め127億1,271万1,000円、各特別会計では、33億5,491万1,000円となり、総体においては160億6,762万2,000円となりました。

これらの内容は、次に表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しましては、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で125億3,975万1,272円、収入率で96.4%、歳出では121億2,146万7,803円、95.3%の執行率となり、歳入歳出差し引きで4億1,828万3,469円の残額となりました。このうち、繰越明許費として208万2,225円を令和2年度に繰り越し、財政調整基金に2億1,000万円を積み立て、実質2億620万1,244円が翌年度繰越財源となったところであります。

一方、特別会計であります国民健康保険特別会計については、一般会計から1億1,403万4,402円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで1,779万5,613円の残額となり、これに

については、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった3,037万2,690円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億3,461万9,983円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、介護保険に係る負担分等として一般会計から1億6,818万2,000円を繰り入れましたが、歳入歳出差し引きで373万2,735円の歳入不足となり、翌年度の歳入を繰り上げて補填したものであります。

今後においても介護保険料の徴収率の向上、国庫補助金等の的確な把握などに努め、当会計の健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,427万6,033円を繰り入れ、現年度保険料の4月と5月の収入分89万6,267円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで255万6,475円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が令和元年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと思っております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定8号 令和元年度厚岸町水道事業会計決算の内容について、説明申し上げます。

決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順としております。これに従って説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページから9ページまで、事業報告でございます。

1、概況については、（1）総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況。（ア）業務量の状況であります。

令和元年度末の給水人口は8,345人となり、前年度に比べ102人、率で1.2%減少いたしました。給水戸数については、5,172戸で、前年度に比べ15戸、率で0.3%の増加となりました。

年間排水量は126万3,683立方メートルで、前年度に比べ1万6,321立方メートル、1.3%減少し、有収水量は89万966立方メートルで、前年度に比べ1万7,853立方メートル、2.0%減少いたしました。

この結果、有収率は70.5%で、機動的な漏水調査を行い漏水の抑制に努めたものの、

給水管などの小水量の分散した漏水の抑制には至らず、有収率は、ほぼ横ばいとなりました。引き続き、機動的な漏水調査などにより、漏水の早期発見と早期修繕に努め、有収率の向上を図ってまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

①配水管等整備事業は、排水管敷設替工事1件で、しんりゅう保育所の建設に伴い、宮園鉄北北山通りの布設替工事を行いました。

配水管新設工事1件が尾幌地区の国道44号を横断する配水管新設工事を行いました。

②設備整備事業が、浄水場等の老朽化した設備として、宮園丘陵ポンプ場非常用発電機、上水道取水ポンプ設備、厚岸浄水場有機汚濁計、計測設備4件の更新工事を行いました。

③メーター設備事業が、新規に60台のメーターを設置し、有効期間が満了した648台を取り替えました。

④上水道施設整備計画策定業務が、水道施設の将来計画に向け、別の水道水源の可能性についての調査と更新概算費用算定に伴う計画策定一式を行いました。

⑤上水道配水管等更新実施設計委託業務が、有明地区から筑紫恋集会所まで約1キロメートルの区間を水道管更新に必要な実施設計を行いました。

2ページ上段から3ページは経営状況であります。

収益的収支であります。税抜きで申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2億7,884万5,295円で、前年度に比べ1,094万8,589円、3.8%の減収となりました。

一方、支出の総額は、2億6,504万7,672円で、前年度の比べ1,526万8,780円、6.1%の増となりました。

この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り、1,379万7,623円の純利益となりました。収益的収支の内容については、後ほど、収益明細書で説明させていただきます。

人口の減少や節水意識の定着により、家事用の使用水量は減少し続けていた、家事用の使用水量が前年並みを維持し、給水収益が見込より増加いたしました。

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給するため、利益は建設改良積立金などに積み立て、老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、平成29年度の料金改定での町議会の付帯決議を勘案しながら、今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な経営に努めます。

次に資本的収支であります。税込みで申し上げます。

収入の総額は、3,814万6,376円で、前年度に比べ1,291万9,175円、51.2%の増となりました。主な収入である企業債は3,660万円で、前年度に比べ1,360万円の増となりました。

支出の総額は、2億953万1,541円で、前年度に比べ、3,764万5,124円、21.9%の増となりました。建設改良費は、配水管等の布設替工事、設備更新整備などで1億3,132万6,236円となり、前年度に比べ3,635万284円の増、企業債償還金は7,820万5,305円で、前年度に比べ129万4,840円の増となりました。

収支の不足額1億7,138万5,166円の補填については、後ほど、10ページからの決算報告書で説明いたします。

4ページは(2)議会議決事項、(3)行政官庁認可等事項、(4)職員に関する事

項でございます。内容は記載のとおりであります。

2、工事については、5ページで、先ほど説明いたしました工事の内容を記載しております。

3、業務については、6ページ、(1)は業務量、7ページ、(2)は事業収入に関する事項、8ページ、(3)は事業費に関する事項についてであります。後ほど、別紙の認定第8号説明資料「収益的収支説明書」で説明させていただきます。

(4)給水装置工事の状況、(5)委託調査業務、9ページ、4の会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が事業報告であります。

次に、10ページをお開き願います。

令和元年度厚岸町水道事業決算報告書であります。

はじめに「収益的収入及び支出」の〈収入〉でございます。

1款水道事業収益は、予算2億9,876万4,000円に対し、決算では3億88万1,142円で、予算に比べ211万7,142円の増となりました。

内訳は、1項営業収益が、予算2億7,045万円に対し、決算では2億7,255万7,250円で、予算に比べ210万7,250円の増。

2項営業外収益は、予算2,831万4,000円に対し、決算では2,832万3,892円で、予算に比べ9,892円の増となりました。

次に〈支出〉であります。

1款水道事業費用は、予算2億7,706万円に対し、決算では2億7,412万897円の執行で、293万9,103円の不用額となりました。

内訳は、1項営業費用が予算2億5,378万8,230円に対し、決算では2億5,104万9,584円の執行で、273万8,646円の不用額となりました。

2項営業外費用は、予算2,307万1,770円に対し、決算では2,307万1,313円の執行で、457円の不用額となりました。

4項予備費については、予算20万円に対し、執行はなく、全額不用額となりました。

11ページの資本的収入及び支出でございます。

〈収入〉ですが、1款資本的収入は、予算3,814万6,000円に対し、決算では3,814万6,375円の執行で、375円の増となりました。

内訳は、1項企業債が予算、決算とも同額の3,660万円であります。

6項補償金は、予算154万6,000円に対し、決算では154万6,375円の執行で、375円の増となりました。

次に、〈支出〉でございます。

1款資本的支出は、予算2億983万9,000円に対し、決算が2億953万1,541円で、30万7,459円の不用額となりました。

内訳は、1項建設改良費が、予算1億3,163万3,000円に対し、決算が1億3,132万6,236円で、30万6,764円の不用額となりました。

2項企業債補償還金が、予算7,820万6,000円に対し、決算では7,820万5,305円で、695円の不用額となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億7,138万5,166円は、過年度分損益勘定留保資金1,042万390円、当年度分損益勘定留保資金1億721万5,644円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,169万8,943円、減債積立金565万189円及び建設改良積立金3,640万円で補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額1,708万1,000円に対し、執行額は1,477万5,382円で、これに伴う仮払い消費税は124万3,552円であります。

12ページは、損益計算書でございます。右側の数字をご覧ください。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が681万1,487円、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益が698万6,136円、これら営業利益と経常利益の合計1,379万7,623円が当年度純利益となります。

当年度末処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金3,004万3,942円にその他未処分利益剰余金変動額4,205万189円を加えた8,589万1,754円となります。

13ページは剰余金計算書でございます。

剰余金のうち、資本剰余金は、出資金から、その他資本剰余金までを合わせた当年度末残高は、当年度変動額が生じなかったため、前年度末残高と同額の2,454万9,641円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた前年度末残高が1億7,750万3,177円でしたが、資本的収支不足額補填のため取り崩した減債積立金565万189円及び建設改良積立金3,640万円を減じ、その他未処分利益剰余金変動額として同額を加えた4,205万189円を当年度変動額とするため、年度末残高は1億6,150万800円となりました。

14ページは、剰余金処分計算書案でございます。

13ページでご説明しました、当年度末処分利益剰余金8,589万1,754円の処分について、1,380万円を建設改良積立金に積立て、減債積立金及び建設改良積立金を取り崩して未処分利益剰余金に振り替えた4,205万189円は、自己資本金に組入れ、残余の3,004万1,565円を翌年度に繰越す未処分利益剰余金とするものであります。

この内容が、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決が必要となる利益の処分になります。

15ページと16ページは貸借対照表であります。

15ページ、資産の部では、令和2年3月31日現在の固定資産が、19億3,302万3,031円、流動資産が2億2,332万9,081円で、資産の合計が21億5,635万2,112円でございます。

16ページの負債と資本については、負債の合計は15億1,728万5,659円。資本の合計は6億3,906万6,453円。

負債と資本の合計は21億5,635万2,112円でございます。

17ページから18ページは注記であります。

財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

1、重要な会計方針から、3、リース契約により使用する固定資産まで、記載のとおりです。

19ページは、現金の収入・支出に関する情報を記載したキャッシュフロー計算書でございます。内容は記載のとおりであります。

20ページからは収益費用明細書であります。別紙の認定第8号説明資料「令和元年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書」により説明いたします。

まず、収入でございます。

1 款水道事業収益は2億7,884万5,295円で、前年度に比べ1,094万8,589円、3.8%の減収となりました。

1 項営業収益は2億5,052万1,246円で、前年度に比べ506万3,791円、2.0%の減収となりました。

1 目給水収益は2億4,987万6,755円で、前年度に比べ2.0%の減収。業務用が511万2,936円減収となり、主な要因は産業活動が軟調であったほか、臨時用を除く各用途で減収となりました。

2 目受託工事収益が63万2,000円で、前年度と比べ6万4,000円の増。

3 目その他営業収益が1万2,491円の皆増。

2 項営業外収益は2,832万4,049円で、前年度に比べ11.6%の減です。

1 目受取利息及び配当金が3万1,847円で、前年度に比べ49.4%の増です。

2 目他会計補助金は1,091万7,000円で前年度に比べ4.3%減です。

3 目長期前受金戻入は1,736万6,045円で、6.9%の減、償却資産に対する補助金等の減価償却見合分を収益化した額によるものであります。

5 目雑収益は9,157円で、193万4,936円の減であります。

3 項特別利益 3 目その他特別利益は皆減であります。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用は2億6,504万7,672円で、前年度に比べ1,526万8,780円、6.1%の増となりました。

1 項営業費用は2億4,370万9,759円で、前年度に比べ1,648万528円、7.3%の増となりました。

1 目原水及び浄水費では、7,015万63円で、前年度に比べ21.3%増であります。水道施設長期更新計画策定に伴う委託料926万8,753円の増、老朽化する浄水施設の修繕が例年より発生しなかったことから、修繕費156万800円の減、融雪期の水源河川増水により水質が例年以上に悪化したため、薬品費476万4,722円の増などであります。

2 目配水及び給水費では1,711万3,707円で、前年度に比べ26.7%増。主に老朽化した水道本管漏水修理31件と増加したことによる修繕費243万5,500円の増であります。

4 目総係費では3,186万4,300円で、前年度に比べ8.6%増。主に職員の移動による給与費の増減であります。

5 目減価償却費では1億2,013万878円で、前年度に比べ2.8%減。主に構築物で249万9,360円の減、機械及び装置95万1,803円の減など、償却資産の減によるものでございます。

6 目資産減耗費では445万811円で、前年度に比べ54.5%増。主にメーター器など機械及び装置が156万9,145円の増などでございます。

2 項営業外費用は2,133万7,913円で、前年度に比べ121万1,748円、5.4%の減となり

ました。これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減でございます。

4目雑支出では40万2,543円の皆増で、1件の不納欠損処理で、未納水道料金に関する本人からの消滅時効の援用申し出から、時効が完成したことによるものであります。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は1,379万7,623円となり、料金改定時の財政推計や3月補正で見込んだ純利益額を上回る黒字となりました。

ここで決算書の23ページにお戻りください。

固定資産明細書でございます。（1）有形固定資産明細書、（2）無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

24ページから25ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、令和元年度厚岸町水道事業会計決算の内容でございます。

ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 厚岸町病院事業会計決算の内容について、ご説明いたします。

説明は、決算書及び別に配付の説明資料で行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。

令和元年度厚岸町病院事業報告書であります。

1、概況、（1）総括事項です。

町立病院は、町民の命と健康を支える中核的な医療機関として、24時間の救急医療体制を維持し、急性期から慢性期、そして地域での生活を維持できるよう、患者と一緒に進める患者目線の医療を推進しております。

病院運営の基本となる診療体制として、内科、外科及び小児科の基本診療は、常勤医師4名体制を維持し、専門外来診療では、消化器検査診療のほか、釧路赤十字病院による毎週1回の整形外科診療継続と、釧路労災病院による脳神経外科診療にあつては、隔週1回の診療を7月からは毎週1回の診療へと充実を図ることができました。

また、救急医療への対応については、自治医科大学関連医師のほか北海道大学医学部などの関係機関から医師派遣を受け、体制を維持したところであります。

今後も安定した地域医療の確保と提供のため、医師をはじめとする医療技術員の充実に向けた一層の取組を進め、体制整備に努めてまいります。

昨年9月に厚生労働省が公表した地域医療構想の中で、再編・統合が必要な医療機関とされたところでありますが、この地域で唯一行っている透析医療や入院機能を有する医療機関であることなどを踏まえ、その必要性和重要性を訴え、維持存続に向け、取り組んでまいります。

続いて、アの患者数、イの収益的収支、ウの資本的収支につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページ、（2）議会議決事項、（3）行政官庁認可等事項は、それぞれ記載のとおり

りであります。

(4) 職員に関する事項として、職員数では、表の下段、合計欄で、本年度中の退職者4人、本年度中の採用者7名となっており、年度末職員数では、前年度より3人増の64名となっております。なお、括弧書きは、嘱託職員及び臨時職員の人数であります。

3 ページ、2、工事、(1) 資産取得の概況では、記載の15件について、総額2,913万6,520円で、全て医療機械の更新であります。

(2) 建設改良工事の概況では、外壁タイル補修工事及び工事監理業務委託として、総額3,020万6,000円であります。

4 ページ、3、業務、(1) 業務量、アの患者数、入院患者数では、本年度、延べ1万192人、1日平均27.8人で、前年度に比較して131人、1.3%、1日平均0.2人の増であります。

外来患者数では、本年度、延べ4万814人、1日平均168.7人で、前年度に比較して4,585人、10.1%、1日平均17.4人の減であります。

次に、イ、病床利用状況として、病床利用率は、本年度50.6%、前年度に比較して0.5%の増であります。

続いて、5 ページから6 ページは、事業収入と事業費用の項目ごとに、上段括弧書きは、消費税込みの額、下段が消費税抜きの額で、前年度との比較となっております。

続いて、7 ページ、4、会計、(1) では、企業債の概況について、(2) では、一時借入金の概況について、(3) では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算についてとなっております。

それぞれ、記載のとおりであります。

以上が、事業報告書の内容の説明であります。

8 ページから9 ページまでは、令和元年度厚岸町病院事業決算報告書であります。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について、1 款病院事業収益では、予算12億3,317万3,000円に対し、決算では12億674万9,112円となり、予算に比べ2,642万3,888円の減となりました。

内訳として、1 項医業収益では、予算8億1,720万6,000円に対し、決算では7億9,025万85円となり、予算と比べ2,695万5,915円の減。

2 項医業外収益では、予算4億1,596万7,000円に対し、決算では4億1,649万9,027円となり、予算に比べ53万2,027円の増であります。

次に、支出であります。

1 款病院事業費用では、予算12億943万4,000円に対し、決算では11億8,337万335円の執行で、2,606万3,665円の不用額となりました。

内訳として、1 項医業費用では、予算11億5,048万7,000円に対し、決算では11億3,169万3,099円の執行で、1,879万3,901円の不用額。

2 項医業外費用では、予算5,864万7,000円に対し、決算では5,167万7,236円の執行で、696万9,764円の不用額。

3 項予備費では、予算30万円に対し、執行がなく、全額不用額であります。

9 ページ、資本的収入及び支出でございます。

はじめに、収入について、1 款資本的収入では、予算1億8,354万8,000円に対し、決

算では同額の1億8,354万8,000円。

内訳として、1項企業債では、予算2,260万円に対し、決算では同額の2,260万円。

2項補助金では、予算1億6,094万8,000円に対し、決算では同額の1億6,094万8,000円であります。

次に、支出であります。

1款資本的支出では、予算1億8,576万8,000円に対し、決算では1億8,576万7,290円で、710円の不用額となりました。

内訳として、1項建設改良費では、予算5,934万3,000円に対し、決算では5,934万2,520円で、480円の不用額。

2項企業債償還金では、予算1億2,642万5,000円に対し、決算では1億2,642万4,770円で、230円の不用額であります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し、不足する額221万9,290円は、過年度分損益勘定留保資金221万9,290円で補填しました。

次に、(3) たな卸資産購入限度額では、予定限度額1億7,402万8,000円に対し、執行額は1億3,138万9,117円となり、これに伴う仮払消費税は1,080万7,241円であります。

10ページは、損益計算書であります。

下から3行目、収益から費用を差し引いた、当年度純利益として、1,800万3,857円の計上となったところです。

これにより、11ページ、欠損金計算書であります。が、剰余金欄で、当年度純利益を当年度変動額として、1,800万3,857円を計上し、その額が差し引かれ、表の下段、当年度末残高は、当年度末処理欠損金として6億3,554万4,562円となったものであります。

12ページは、11ページで説明した欠損金処理計算書の結果を踏まえ、繰越欠損金を6億3,554万4,562円とするものです。

13ページから15ページは、貸借対照表及び注記で、令和2年3月31日現在の財産状況を示したものであります。

各項目の詳細の説明は省略させていただきますが、資産の部の固定資産のうち、(2) 投資その他の資産として、3,386万790円が新規計上となっております。

この内容につきましては、前払退職手当組合負担金についてで、本年度末における職員に対する退職手当の要支給額に対し、北海道市町村職員退職手当組合における積立金の額がこれを上回っていることから、前払退職手当組合負担金としての計上であります。

16ページは、キャッシュフロー計算書であります。

1年間の資金の動きを項目、使途別に表記したものであります。

17ページから19ページの、収益、費用明細書につきましては、別に配付しております説明資料により説明いたします。

認定第9号、説明資料、令和元年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)をご覧ください。

はじめに、収入であります。

1款1項1目入院収益、本年度決算額2億3,644万657円、前年度対比1,536万5,008

円、6.1%の減。主に単価減による減であります。

2 目外来収益 3 億3,973万3,695円、前年度対比2,395万4,770円、6.6%の減。主に、患者数の減による減であります。

3 目その他医業収益6,631万6,619円、前年度対比561万3,604円、9.2%の増。主に、訪問リハビリ及び通所リハビリの増であります。

4 目負担金 1 億4,275万6,000円、前年度対比903万4,000円、6.8%の増。内訳として一般会計負担金610万7,000円の増。浜中町からの厚岸郡救急医療確保負担金292万7,000円の増であります。

2 項医業外収益のうち、主な増減として、3 目長期前受金戻し入れ7,362万5,350円、前年度対比1,466万9,664円、16.6%の減。主に、補助金額対応分収益化の減であります。

5 目他会計補助金5,750万2,000円、前年度対比227万1,664円、3.8%の減。主に、基礎年金拠出金に係る一般会計補助金の減であります。

6 目他会計負担金 2 億5,546万3,000円、前年度対比470万4,000円、1.9%の増。主に、不採算医療に係る必要経費の増によるものであります。

9 目道補助金19万4,000円、皆増。医院内保育所運営に係る道補助金であります。

これにより、表の 1 番上の欄、病院事業収益全体では12億125万9,511円、前年度対比3,859万1,754円、3.1%の減であります。

次に、支出であります。

1 款 1 項 1 目給与費 7 億3,533万2,220円、前年度対比3,490万5,243円、5.0%の増。主に看護師 2 名及び検査技師 1 名の採用に伴う職員人件費の増であります。

2 目材料費 1 億1,195万6,117円、前年度対比559万6,811円、4.8%の減。主に、患者数減に伴う薬品費の減であります。

3 目経費 2 億218万8,489円、前年度対比 7 万2,205円の増。それぞれ節区分ごとに増減がありますが、全体としては、ほぼ、前年度と同額となっております。

4 目減価減却費7,210万1,306円、前年度対比2,009万7,604円、21.8%の減。主に、リース資産の減であります。

5 目資産消耗費626万1,645円、前年度対比108万38円、20.8%の増。医療器械更新に伴う廃棄資産の増であります。

次に、2 項医業外費用では、1 目支払利息及び企業債取扱諸費3,193万301円、前年度対比499万849円、13.5%の減。主に、企業債利息の減であります。

2 目医療技術員確保対策費395万1,094円、前年度対比1,454万5,596円、78.6%の減。主に、看護師派遣負担金の減であります。

これにより、病院事業費用全体では11億8,325万5,654円、前年度対比1,296万2,014円、1.1%の減となり、この結果、令和元年度の当年度純利益は1,800万3,857円の黒字決算となりました。

決算書にお戻りください。

20ページは、固定資産明細書。

最終、21ページは、企業債明細書であります。

それぞれ、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が、令和元年度厚岸町病院事業会計決算の内容であります。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま上程されました令和元年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、令和元年度一般会計並びに各六つの特別会計全体の決算額について、決算書で申し上げますと、この厚い決算書 1 ページから 4 ページについての部分でございますが、1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が158億2,855万5,000円、歳出では153億9,275万6,000円となりまして、差っ引き 4 億3,579万9,000円歳入のほうが増という全体の決算状況と相なっております。

一般会計はじめ、各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容でございまして、細部につきましては、皆様のお手元に配付をさせていただいております決算審査意見書、こちらのほうをご覧いただきたいと存じます。

地方自治法の規定により、町長から審査に付されました令和元年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された係数については適正であり、何ら誤りがないものと認められたところでございます。

次に、決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について 4 点ほど申し述べさせていただきます。

まず 1 点目、歳入関係であります。町自主財源の根幹である町税、これは本年度におきましても全体収納率が94.87%と高率を維持したほか、国民健康保険税の全体収納率が85.53%と、過去最高で確定をいたしました。ともに近年の順調な基調を維持して決算されておりました。担当部署の努力を評価させていただくとともに、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消について、なお一層の努力を望むものでございます。

また、2 点目といたしまして、税外収入の中では、ふるさと納税寄附金であるとか、あるいは過疎対策債の特別分など、これらの有効財源も合わせてさまざまな町民サービスを向上させていることに敬意を表しますとともに、収入未済額が著しく増加している科目も中にはございまして、早期にそれらは減額解消に向けてさらなる努力を傾注していただきたい。

次に 3 点目の歳出関係であります。本年度は全体的に不用額自体が減少しております。ただ、一部に予算管理上の見積もり相違による流用などなどの事例はあれども、昨年度のようなずさんな支払事務事例は確認されませず、予算管理執行事務全体としては、おおむね良好であったものと判断するところでございます。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底いただきたい。

最後に、令和元年度決算全体といたしまして、ハード面では湖北、湖南の二つの保育所の建設移転事業、ソフト面では学校給食費の完全無償化であるとか、子ども医療費の無料化対象範囲の拡大などなどに象徴されますとおり、活気的な施策を実施展開をなさ

れ、多様な行政成果と事業実績を上げられる一方で、安定的に実質収支と備荒資金を含めた各基金等の残高を確保したことに対しまして、その行財政運営を高く評価をさせていただくとともに、今後におきましても健全財政を堅持しつつ、これら基金等の積極的な活用により、厚岸町行政がもたらす多様な恩恵を広く町民が享受し、町民生活満足度もさらに一層高められますよう、各種施策の展開をご期待を申し上げ、一般会計及び各特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

続きまして、令和元年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

はじめに、水道事業会計から申し上げさせていただきますが、なお前段の担当課との説明が若干重複せざるを得ず、誠に恐縮に存じますが、どうかお許しを賜りたいと存じます。

水道会計第3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで収入では2億7,884万5,295円に対し、支出では2億6,504万7,672円、差引き1,379万7,623円が当該年度の純利益ということになりました。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みでございますが、収入の3,814万6,375円に対し、支出では2億953万1,541円となりまして、差引きの1億7,138万5,166円の不足額につきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金をもって補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出、消費税抜きでございますが、収入では12億125万9,511円に対し、支出では11億8,325万5,654円、差引き1,800万3,857円の黒字決算となっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込みでございますが、収入の1億8,354万8,000円に対し、支出では1億8,576万7,290円、差引き221万9,290円の不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填をしたものでございます。

以上、令和元年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和元年度厚岸町水道事業会計並びに病院事業会計決算に係る各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示された係数についても適正であり、何ら誤りのないものと認められたところでございます。

なお、水道事業につきましては、過去5年ごとに2度、水道料金改定を実施したにもかかわらず、町全体の人口減少による家事用収益の停滞減額というものが今後の企業運営上、大いに懸念されることに加えて、当該年度は前年度まで好調であった業務用の収益までもが町の主要産業同郷の影響を受け、さらには年度終盤の新型コロナウイルス感染拡大の影響もありまして、大幅に落ち込みざるを得ず、相当の苦戦を強いられたところであります。修繕費などの経費節減と減価償却費、支払利息などの減額によりまして、結果的には前年度ほどではございませんが、1,300万円ほどの黒字決算となったところでございます。なお、次年度以降も給水収益、とりわけ家事用と業務用とともに、その動向が今後の当企業経営の独立採算制を脅かしかねない状況も十分に想定さ

れますことから、当面の推移をしっかりと注視していく必要があるものと考えます。

また、病院事業会計につきましては、当該年度終盤2カ月の新型コロナウイルスの国内外感染などの影響も含めまして、特に外来患者数が大幅に減少したがために、前年度に引き続いて、医業収益が落ち込んだ中で、経費節減の企業努力と一般会計からの安定した繰り入れによって、昨年度ほどには及びませんものの、こちらも最終的に1,800万円ほどの5年連続の黒字を計上できたところでございます。

しかしながら、その内容は前述のとおり、決して楽観できるものではなく、新型コロナウイルスの影響のみならず、現在確実に進行している厚岸町全体の人口減少問題の反映によって、今後の当病院会計の独立採算制が著しく損なわれていくことが容易に想定されますし、大いに危惧されるところでもございます。よって、監査委員としても、当面は当病院患者数及び医業収益の推移に最大限の注意を傾注していく必要があるものと考えております。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告を終わらせていただきます。

●議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

令和元年度各会計決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第8、報告第15号 令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第15号 令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告

について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和元年度厚岸町一般会計等における（１）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので、比率なしであります。

②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。

③実質公債費比率、12.2%。

④将来負担比率、71.8%であります。

当町に適用される早期健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和元年度厚岸町公営企業会計における（２）資金不足比率であります。

いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第15号説明資料により、ご説明させていただきます。

はじめに、実質赤字比率であります。

この比率は、一般会計の実質赤字額について、標準財政規模に対する割合を示す比率であります。

表の上段右側、太枠で編掛けしているところですが、比率は、マイナス（▲）8.12%。この表記につきましては、実質収支が黒字のため、マイナス（▲）で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

次に、連結実質赤字比率であります。

一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。

表の右下、下段のとおり、マイナス（▲）12.64%。

この表記につきましても、収支が赤字ではなく、黒字のときは、マイナス（▲）で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。

この比率は、その年度の歳出の中で、借金の返済に充てた額が、どの程度であったのかをみる指標であります。

一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3カ年の平均値で表記いたします。

資料には各項目ごとの金額を記載し、右、下段に計算式を記載しております。

表の右、中央の記載のとおり、本年度の比率は12.2%で、前年度との比較では、増減なしであります。

3 ページをご覧ください。

将来負担比率であります。

この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。

資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。

表の右、下段に記載のとおり、本年度の比率は71.8%で、前年度との比率では8.5ポイントの増加であります。

4 ページをお開きください。

資金不足比率であります。

この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合を示す比率であります。

この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり、4 会計となっております。

水道事業会計、マイナス（▲）84.1%。

このマイナス表記は、資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。

次に、病院事業会計は、ゼロ%、資金不足額はありません。

次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

四つの会計とも、資金不足額がないことから、公表する場合は、比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第15号の内容説明とさせていただきます。

●議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま議題となりました、報告第15号令和元年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、皆様のお手元に配付した別紙意見書のとおりであります。一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目とも、早期健全化基準以下ということになっております。

また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率につきましても、基準内にあって何ら問題なく、現段階での数値上はいずれも健全な範囲内の財政運営が維持されていると言えようかと判断するものでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類はいずれも適正であり、誤りがないものと認められたことを申し上げまして、監査報告と

させていただきます。

- 議長（堀井議員） これより質疑を行います。

5 番、南谷議員。

- 南谷議員 一般会計におけます健全化判断比率でございますが、いずれも早期健全化基準をクリアをしております。対前年比でございますが、たまたま実質公債費率が同じでございますけれども、実質赤字比率1.55ポイント、それから連結実質赤字比率が3.26ポイント、将来負担比率は8.5ポイント、それぞれ悪化をしております。この要因は、時限立法である緊防債、これを活用して、この近年、前倒してしんりゅう保育所、消防署、避難場所の建設等、積極的な事業展開をしてきたこと、これが大きく起因しておると、私は判断しております。

そのことは、将来の町民にとって取り組んできたことについては、将来負担をしていく上で前倒しすることが、むしろ町民にとってはよいことだ、そういうことで私も承認をしてきたところでございますけれども、実質的に、この先程來說明がありました。人口減、それからコロナ等で収入も厳しくなる状況を踏まえて、よかった、よかったでは済まされないと私は思うのです。そういう意味でお尋ねをさせていただきたいと思います。

実質公債比率なのですが、たまたま前年度と同じ数字、12.2ポイントとなっておるのです。これは、たまたま同じなのではございますけれども、消防やしんりゅう保育所等の償還金が含まれていませんよね。これから緊防債の償還が何年後から、これらの償還が始まり、そのとき実質公債比率は、将来負担比率はどうなっていくのかお尋ねをさせていただきます。

- 議長（堀議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、実質公債比率、こちらの数字であります。前年度と同額、同率ということですが、この比率につきましては、ご質問者言われるとおり、さまざまな緊急防災をやって、起債残高も膨らんできておりますが、こちらのほうの起債の償還、こちらのほうが緊急防災でいきますと、償還期間30年、そして据え置き期間が5年ということになりますので、昨年、令和元年度にお借りしたこの資金、こちらのほうが利息のほうはもう既に令和2年度から発生してきますが、元金のほうが令和7年度から発生します。また、消防庁舎、新しい消防庁舎が建設していますが、そちらの元金は既にこの令和2年度から発生してきております。そういった中では、実質公債比率の部分、来年度のこちらのほうの公債比率のほうに、この新しい消防庁舎の元金が発生してくるということで、そういった中では、この実質公債比率含めて、来年度以降、今12.2%でありますけれども、こちらのほうがおそらく13%台にいくのではないかとということで、私たちが試算をしているところでございます。

それと将来負担比率であります。将来負担比率におきましては、既にこの起債を借り

たその年から、この将来負担比率は発生するということになりますので、既に令和元年度、保育所、またいろいろな防災対策しておりますが、そのお金がもう既にこの中に入ってきております。そういった中では、この比率を下げるためには、やはり歳入、特に実質公債比率でいきますと普通交付税の部分、こちらのほうが占める割合が大きいということで、この交付税の交付額によっては比率のほうも下がったり、上がったりする部分ありますが、こちらでも償還がやはり多くなるということでは増えていく要因はあると思っております。

将来負担比率であります。将来負担比率においても、こちらのほうの計算式の分母となる標準財政規模、特にこの普通交付税の割合ということもありますし、基金の残高、こちらのほうもこれが増えることによって、この比率も下がっていきますが、やはりこちらのほうも基金の残高を確保しなければ、将来負担比率のほうも数字が増えていくということで、そちらのほうで、こういうような考えで今財政のほうも進めているということでもあります。

●議長（堀井議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 人口減や税収、サンマがいっぱい獲れて、産業が活発になって税収が上がってくればいいのだけれども、なかなか厳しい状況にあると思うのです。それでも町としても町民のためにいろいろ対応していかなければならない、そういう厳しい状況にあるのですけれども、やはり財政の健全化というものは、将来を見据えて取り組んでいかなければならないと私は思うのです。そういう意味でお尋ねをさせていただくのですが、積み立て、これらについてもどのような考えを持っているのかどうか。今回、コロナの関係で1回取り崩していますよね。そこについては一般質問で改めて詳しく説明を求めますけれども、ここでは考え方、こういう数字を踏まえて、町として財政の健全化に私はしっかり取り組んでいかなければならないと考えているのですけれども、町としての健全化に対するお考えを伺います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、日本経済、今日やはり財政状況的にも大変であります。そういった中では、次年度以降もこれに伴いまして、国の地方財政対策、こちらのほうがどういったことになるか不透明であり、当町としてもそこら辺は注視していかなければならないと思っております。

そういった状況の中でも、やはり町民サービスの維持・向上、そしてそれに伴って安心・安全なまちづくりを進めていかなければならないと思っております。私たちも、先ほど議員からも基金残高というお話もありました。そういった中では、やはり自主財源の部分、歳入の確保、そして歳出の抑制、それに合わせて基金残高を確保していきながら、町民サービスを維持・向上できるよう、健全財政に努め、この数字を少しでも減らしていけるように努力していきたいと思っております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第9、報告第16号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第16号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

（仮称）湖南地区避難場所整備事業につきまして、降雨の影響により盛土法面が崩れたことから、安定な避難場所の整備を早急に行うための予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

13ページをご覧ください。

総総専第11号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月17日付であります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）。

令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,432万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

14ページから15ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2款2項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ4,129万4,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

20ページをお開き願います。

歳入であります。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金9万4,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

23款 1 項町債、6 目 1 節消防債4,120万円の増。（仮称）湖南地区避難場所整備事業債4,120万円の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

22ページをお開き願います。

歳出であります。

8 款 1 項消防費、2 目災害対策費、（仮称）湖南地区避難場所整備事業4,129万4,000円の増。盛土法面工事の設計変更に伴う工事費の増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

13ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

16ページをお開きください。

第2表、地方債補正変更であります。

緊急防災・減災事業4,120万円の増。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

17ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、令和元年度末現在高112億7,016万2,000円。

令和2年度中起債見込額20億930万円。

令和2年度中元金償還見込額9億7,655万円。

補正後の令和2年度末現在高見込額は123億291万2,000円となるものであります。

以上で、報告第16号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀井議員） これより質疑を行います。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 専決の報告なのですが、湖南地区避難場所整備事業4,129万4,000円の工事費の増額変更であります。この工事なのですが、令和元年9月の定例会におきまして、緊防債の借り入れで1億9,525万円の契約の承認をしております。そして、令和2年6月定例会、前回の定例会で土砂の戻り量が減ったということで71万5,000円の減額承認をしたばかりでございます。そして今回、3カ月足らずで4,129万4,000円の増額となる、本当に咄然としました。それも8月17日付で専決処分をされたと議員協議会で説明がありました。どうなっているのですか、これ。なぜ、専決処分を処理しなければならなかったのか、その説明を求めます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 工事の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ご質問者おっしゃられるように、今回の工事につきましては、6月議会において変更の承認をいただいたばかりであります。ところが、この工事自体、6月下旬の工期末であったということで、6月議会の承認後に工期末を迎えていたわけですが、その工期末近くになりまして、6月の長雨が続けていたということもありまして、法面が工期末近くになってから崩れてしまったといったような状況がありました。

そうしたことによりまして、我々としては原因究明も含めまして、工事の一時中止と工期の延長をさせていただいております。その原因究明含め、調査含めて、それ相当の時間を要した中で設計変更が必要だろうというように今回判断をさせていただいたところなのですが、ご承知のとおり避難所という施設でありますから、当然1日も早い完成は町民の皆さんも望んでいることとは思っております。そうした中で、当然設計変更が伴うということになりますと、工事請負契約の変更、納期、今回議案第98号にも提出させていただいておりますが、変更の手続が伴うといった中では、なるべく早く工事をスムーズに行うために、まずは先立つ予算がなかったものですから、8月17日付に設計内容がまとまった時点で専決処分をさせていただいたといったような趣旨でございます。

申し訳ございません。ちょっと説明不足だったのですけれども、なぜ専決処分にしたかというところではありますが、ちょっと繰り返しにはなりますが、やはり早めの対応を取りたかったということで、当然予算がない中での設計変更の議決は当然できないわけで、工事請負費の増額となりますと、当然9月議会の中で提出させていただいた上で、その後最短でも12月の町議会で工事請負費の変更となりますと、年度内での工事変更の工事が終わる見込みがないということを考えまして、少しでも早い手続が取れるよう専決処分とさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

●議長（堀井議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 手続上、おかしくないですか。僕は総務産業常任委員会に所属しています。議員協議会まで、この件については全く知りませんでした。少なくとも専決処分をしなければならぬ、私は工事をやるな、それが悪いとか言っているのではないのです。避難場所ですから、しっかりとしたもの、私はやっていただかなければならぬ。議員協議会で説明をしたからいいのだ、そんなことにはならないと思うのです。少なくとも、これだけの財源を使うわけですから。緊防債を借りてでも。やはり、数字が確定しない、進めるためにはどうしたらいいのかということは、少なくとも我々は、所属する議員までは別にしても、委員長くらいにはこういうことになっていますよくらいの話があっても、僕は、ありましたか、どうですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、常任委員会等につきましても、これまで説明することはしておりませんでした。本来であれば、当然原因究明というところも早急にやらなければなら

ないというところで、その辺に時間を要したということもありますが、その起こった事実に対しての当然報告と今後の更新等、当然議会のほうにも報告は必要であったかなと。そういった部分につきましては、今後このようなことがないようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀井議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 起きたことについて、どうのこうの言っているのではないのです。いろいろなことがある。ただ、振り返って原点に戻るかもしれないのですけれども、いろいろな状況、工事やっていく上であると、発生もするかもしれない。でも、今回のこの担当課として、この工事を起案してやっていくわけですね。工事に関しては。その設計の責任というものは、私は背負わなければならない義務があると思うのです。建設課として。その辺についても、非常に私はしっかりやってほしいなという思いがいたします。私は全く素人でございますから分かりません。でも全幅の建設課に設計される方々に、どこに依頼するか分からない、自分たちでやっているかも、僕は分かりません。ですけれども、もう少ししっかりまずやっていただきたい。それから、今回のようなことにならないように、今後についてしっかり取り組んでいただきたい。そして、この避難場所がしっかりした物になっていただきたい。その思いですけれども、この三つについて、きちんと答弁してください。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、発注者としての責任の度合い、責任についてですけれども、今回の工事につきましては、実は厚岸町としてはなかなか類を見ることのない大規模な工事でありました。そうした中で、設計担当含めて、経験のない工事の中身についても検証を重ねて、最善の工法であるというような認識のもとに発注施行してまいりました。

ただ、今回既に起こった法面の崩落については、先ほど申したように、ちょっと経験のない工事であったということもありますが、なかなか想定ของすることが難しいことが原因であったということが調査の結果分かりました。これについては、経験のなかった工事であることは確かなのですけれども、ある程度経験の中で想定できるものであれば、していかなければならないなと思いますし、こうした経験、今回の経験については、今後の厚岸町の公共工事についても、逆に生かしていけるのかなと、こういった経験を生かしていきながら、よりよい公共施設をつくっていければなと思いますし、今回の避難場所についても変更を行うわけですけれども、その上で安全な避難場所を町民の皆さんに提供できるように鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

3 番、室崎議員。

- 室崎議員 工事内容については議案の第98号のほうにありますので、そっちで詳細に聞き取ろうと思いますが、今差し当たって専決処分を中心にしてお聞きしたいと思います。

まず、厚岸町において専決処分をするための要件というのは、どのようになっているのでしょうか。そして、それが今回の場合には、その要件に適合したからしたのだと思いますが、その点についてご説明をいただきたい。

- 議長（堀議員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） まずもって、私のほうから、ちょっとお答えいたします。

まず専決処分に係る厚岸町としての考え方、要件になりますが、議会の開催するいとまがない緊急性を要する場合というふうな要件が必要であると認識しております。

それから、この案件がそれに適合するかどうかということになりますが、私どもといたしましては、先ほどの答弁と同様になりますが、1日も早い避難所の整備というところを第一に考えて、まずは予算措置をしていただきたいということで今回の専決処分という報告とさせていただいているところであります。

- 議長（堀議員） 昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

3番、室崎議員に対する理事者側の答弁から再開いたします。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 先ほどのご質問のほうに答えさせていただきます。

まず、厚岸町の専決処分の考え方ですが、地方自治法の179条、こちらの基づきまして、厚岸町のほうも専決処分させていただいております。

この四つであります、簡単にご説明いたしますと、まず専決処分のできるこの四つの内容がありますが、まず議会が成立しないとき、要は定数の過半数、半数が満たない場合。それとただし書、これ113条でただし書がありますが、要は議長及び議員の除籍によって、同じく会議を開くことができない場合。それともう一つが特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合。それともう1点が議会において議決または決定すべき事件を議決しないと、この四つがこの179条の専決処分の事項であります。

そういった中では、今回の厚岸町の事例でいきますと、まず工事、こちらのほうが緊

急に執行しなければならない、そういった中で、発注をするということは、まず予算がなければ執行、発注、そういった手続ができないということで、先ほど建設課長からもありました避難場所、こちらのほうをすぐに整備しなければならないということで、まず予算を今回のこの専決処分、こちらのほうがこの案件でいきますと特に緊急を要するため議会を招集する時間がなかったということに当てはめまして、今回この予算を専決処分させていただきまして、一般議案のほうでやります工事の変更の契約の変更につきまして、今回の一般議案として上程させていただいたということであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。地方自治法の第179条の説明はよく分かりました。

それでお聞きするのですが、今、各地で相当数の自治体で、この専決処分に関して条例をもって、予算の変更とか契約内容の変更とかいうところに上限、金額の上限を決めているところがたくさんありますね。それらについては調査していますか。

それで、私もほんのわずかしか見ていませんので、全体に幾つかって、その全部を出して、平均を出したわけではないのだけれども、大体大きな市だとかそういうところでも1,000万円とか2,000万円とかいうのが上限ですね。町当たりになるというと500万円というような当たりを上限にしているところが結構多いのです。

厚岸町はそういう規定がないですから、だからどうだということではないけれども、この4,000万円の変更というのは、非常に専決処分としては大きいと思うのですが、そのあたりはどう考えているのか。

それで、額が大きいほど、やはり議会の権限を一時的にせよ奪っているわけですから、専決処分に行うということは、やはり額の大きいものには慎重に考えなければならないというのは理の当然だと思います。

それで、お聞きするのですが、今回は議会の議決を取る余裕がなかったという一言で片付けているのだけれども、そのとき、検討項目はどういうものがあったのか。例えば、応急処置に関しては専決処分で行った上で議会の決議を取るとか、あるいは臨時議会を開催するとか、そういう方法はなかったのかどうか。この点についてお聞かせ願いたい。

それと緊急を要するという言葉一つで、具体的な説明がないのだけれども、先ほどの答弁、南谷議員に対する答弁かな、のときに聞いていたら、6月の長雨で崩れた、こういうふうに言っているのです。この専決処分は、この議案で見ますと、8月17日に行われている。1カ月ではきかない、もしかすると2カ月くらい後の専決処分である。それだけの余裕があるものが緊急を要すると。最大限に緊急を要するという意味だと思うのだが、そういうことが言えるのか。この点についても明確にお答えをいただきたい。何月何日に崩れて、それを何日までに手を打たなければ危険を生ずるというようなものであったのかどうか。これを具体的にきちんと説明していただきたい。そうでなければ、この4,000万円もの多額の専決処分というものの正当性が非常に危うくなってくる。その点、きちんとお願いしたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは条例とその他についてご答弁したいと思いますが、条例について私は承知しておりません。金額について今後いろいろあるでしょうけれども、承知をしておらない次第であります。

また、専決処分をするに当たって、無制限に行っているわけではありません。先ほど担当課長からお話しがあったとおりであります。実例を申し上げますと、6月議会で議決いただきました新型コロナウイルスの経済対策、これもご承知のとおり緊急を要する諸問題であったと、私はそのように理解をいたしております。

そういうことで、自由裁量でいつでも専決処分という考えはありませんので、どうか私といたしましては、やはり議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったという事態に添えて、その時期を失するようなことがあってはならない。そういう場合に限って、専決処分をさせていただいておるところでございます。細かい点については、担当課から答弁をさせます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私からは工事の、失礼しました、6月の長雨以降の対応について、ちょっと説明させていただきます。

まず、6月20日に法面の植生が崩落、滑落したといった報告を業者のほうから受けまして、建設課としましては6月22日に現地のほうにも赴いて、状況を確認した上で、何らかの対策が必要であろうということでありまして、工事のまず一時中止、それから工期が迫っていたということもありますので、工期の延長を9月30日までさせていただいたところです。その間、崩落した原因等につきまして、現地立入りしながら調査あるいは土を掘って試掘しながら原因究明に当たりました。その際にも専門家の意見など参考にしながら、原因究明に当たってまいったところです。その際、原因が明らかになった後に、その崩れる原因を排除するために、新たな工法で工事変更を行う必要があると判断したために、その後から具体的な設計を始めております。その設計に当たる時間も、やはりそれなりに要したものですから、8月17日の専決処分の日の前に工事請負費相当額を積算したということで、時間を要したといったような内容になってございます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

●議長（堀議員） 再開します。
町長。

- 町長（若狭町長） 臨時議会につきまして、私から答弁をさせていただきます。

確かに方法としてはあるのです。または先ほど、南谷議員から質問ありましたとおり、臨時議会ではなくて、委員会または議員協議会において報告をすると、打ち合わせをするということもそれぞれ大事なことであらうと、私はそのように考えております。

ただ、臨時議会を開く場合、やはり皆さん方も定例会で4回あるわけではありますが、そのほかの議会招集というものが、皆さん方も多忙な身であり、議員の職務ということを考えれば、臨時議会の手もあるのですけれども、またその事案について、当該事件について、いちいち招集をするということはいかがなものか。そのように私は考えております。

そういうことで、やはり当該事件の重さといえましょうか、これはやはり議会の議決であるとか考えた場合には、皆さん方もご多忙の折であります、臨時議会を招集をして、ご審議をいただくということも大切なことだろうと。先ほどお話しいたしましたとおり、独断専行であってはならない、これは私の姿勢であります。どうかその点、ご理解をいただきたいと存じます。

- 議長（堀議員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 私からは答弁漏れがありましたので、その件についてお答えさせていただきます。

まず、応急的に処置ができなかったのかということではありますが、当該避難広場につきましては、まだ契約上工事中であります。一般的に供用開始している施設でないことから、法面の保護、工事途中は法面保護するためにブルーシート等の処置は行っていました、崩落が確認された後については、直ちに応急処置等を行わず、まずは原因究明の部分に対して調査を行ってきたということがありまして、応急処置は行っておりませんでした。若干の時間を要しましたが、調査の結果、新たな工法で今回施行させていただくといったような運びになっております。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 今の話聞いていると、非常に何かこの専決処分というようなものの重要性についての認識が甘いのではないか。それから工事の内容については、この後議案でまたお聞きしますけれども、どういうふうにして手を打っていくかということについても、最初から急ぐのだから専決処分でもってやればいいのか、じっくりと調査するのだと言わんばかりの話に聞こえてくる。まずどう手を打って、それからこうするというようなものがない。非常にこれは私は疑問を強く感じます。

それから、ここで一つ提言をしておきますが、いろいろな町で、この専決処分というものについては枠をつくっていくというような条例をつくってやっていますよ。こういうものもよく調査して、それで同じものをつくれとは言わないけれども、やはり厚岸町もそういうことを考えていったらどうかと、そのように思うので、これはご検討をいただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 専決処分にかかわっての条例をつくったらどうかというご意見であります。この問題について私もまだ勉強不足でございまして、他の自治体でどういう方法で、または条例をつくったのか、まだ承知をしておりません。先ほどお話しさせていただいたとおりであります。今後、専決処分の在り方についても、今では、そういう独断専行という気持ちで専決処分をやっているわけではありません。あくまでも、何回も言いますが、時間的余裕がないと、速やかに今専決をしなければならないという当該事件に対して、私はやっているつもりであります。しかしながら、条例をつくったらどうかということでありますが、この点については少し研究をさせていただきたいと、かように考えますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

●議長（堀議員） よろしいですか。
他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第80号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算、議案第81号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第82号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第83号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第84号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第85号令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第86号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第87号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第88号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第80号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算から議案第86号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会

計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第80号、議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）。

令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,791万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,224万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では8款12項、3ページ歳出では8款21項にわたって、それぞれ2億4,791万9,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。9ページをお開き願います。

歳入であります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、1節農業使用料5,000円の減。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業活動の自粛により影響を受けている町内事業者を対象に事業継続、雇用の維持と負担軽減を目的に業務用の適用を受ける事業者等に対し、5月・6月使用分の水道料金を免除するものであります。

5目1節商工使用料12万1,000円の減。松葉憩いの広場使用料2万6,000円の減は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚岸夏祭り及び湖南地区商店会による盆踊りが中止となったことからの露天出店料の減で、子野日公園使用料9万5,000円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「桜・牡蠣まつり」及び「牡蠣まつり」が中止になったことからの露天出店料の減であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金973万6,000円の増。子どものための教育・保育給付費負担金の増は、幼稚園園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金2億8,714万1,000円の増。個人番号カード交付事業費補助金106万8,000円の増、番号制度システム整備補助金861万2,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億7,746万1,000円の増。

なお、各充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧2次配分を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、アイヌ政策推進交付金（社会福祉施設）452万3,000円の新規計上は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発などアイヌ文化の振興に資する環境の整備を図ることを目的とした「アイヌ施策推進地域計画」を策定し、このたび事業採択を受けての新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

2 節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金25万7,000円の増は、児童手当にかかるマイナンバー情報連携整備に伴う補助金の増であります。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金。母子保健衛生費国庫補助金84万円、新規計上。新型コロナウイルス感染症び流行下における妊産婦総合対策として、オンラインによる保健指導事業に伴う補助金の新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

4 目農林水産業費国庫補助金、3 節水産業費補助金。過疎地域等自立活性化推進交付金888万円新規計上は、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために過疎市町村等が行う先進性や実効性等のあるソフト事業に対し、事業採択を受けての新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

6 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金1 億1,643万2,000円の減。社会資本整備総合交付金（道路新設改良）1 億1,643万2,000円の減は、充当事業の床潭末広間道路整備事業への配分額確定に伴う減額補正であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

5 節住宅費補助金6 万6,000円の増。有明団地建て替え入居者移転に対する社会資本整備総合交付金の増額計上であります。

6 節防衛施設周辺整備事業補助金110万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金（道路橋梁維持）について、充当事業のトライベツ道路ほか整備事業の増に伴う計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

また、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

8 目教育費国庫補助金、1 節教育総務費補助金、公立学校情報機器整備事業補助金2,101万5,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTを活用して家庭等で学習を継続できる学習環境整備に要する補助金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

2 節小学校費補助金306万5,000円の増、3 節中学校費補助金303万8,000円の増。それぞれ、学校保健特別対策事業費補助金は、各小中学校における感染症対策に要する補助金の計上であります。

5 節社会教育費補助金。アイヌ政策推進交付金（博物館運営）1,034万円、新規計上は、2 目民生費国庫補助金と同様に「アイヌ施策推進地域計画」を策定し、このたび事業採択を受けての新規計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

17款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、2 節児童福祉費負担金。子どものための教育・保育給費負担金792万円の増は、幼稚園園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2 項道補助金、次ページ、2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金54万8,000円、新規計上は、新型コロナウイルスの

感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努める介護事業所に勤務する職員に支給する慰労金等に対する補助金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

2 節児童福祉費補助金186万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金175万円は保育所や児童館において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止用消耗品の購入に対する補助金の新規計上であります。

ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金11万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育てに対する負担の増加や収入の減少などを支援するための給付事務費に対する補助金の新規計上であります。

なお、2 事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金。青年収納給付金事業補助金150万円の増は、新規就農者に対し、初期の経営を支えるための補助金の計上であります。

2 節農業費交付金。中山間地域等直接支払推進交付金8万6,000円の増は、交付決定に伴う増額計上であります。

3 節林業費補助金。未来につなぐ森づくり推進事業補助金181万5,000円の増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算において説明いたします。

3 項委託金、4 目農林水産業費委託金、1 節農業費委託金。道営土地改良事業監督等補助業務委託金(農地)36万8,000円、新規計上は草地整備事業に伴う委託金の計上であります。

6 目土木費委託金、2 節河川費委託金6,000円の増。尾幌川樋門・樋管管理委託金の増であります。

18款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入16万7,000円の増。厚岸消防団第1分団庁舎建設に係る仮設事務所及び資材置き場などとして、町有地貸付に伴う貸地料の計上であります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入377万2,000円の増。松葉1丁目46番3、普通財産町有地5.31平方メートル、奔渡5丁目195番2、普通財産町有地222.96平方メートル、奔渡5丁目195番3、普通財産町有地692.32平方メートルと、松葉4丁目1番、普通財産町有地29.93平方メートルの売り払い代であります。

19款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金10万円の増。根釧電機工事共同組合様からの寄附金であります。

3 目民生費寄附金、2 節児童福祉費寄附金1万円の増。日本都市設計株式会社様からの寄附金であります。

4 目衛生費寄附金、1 節保健衛生費寄附金110万円の増。匿名希望として、2 名の方からの寄附金であります。

2 節環境政策費寄附金3万5,000円の増。イオン北海道株式会社様からの寄附金であります。

21款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金5,122万円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款諸収入、6 項3 目3 節雑入126万1,000円の増は、次ページにわたり、主に、過年

度子どものための教育・保育給付費負担金34万7,000円は、令和元年度精算に伴う追加負担金であります。

立木伐採保証金34万3,000円は、特別高圧架空電線付近における立木伐採に伴う保証金であります。

その他説明欄記載のとおりであります。

23款1項町債、5目土木債、2節道路橋梁債6,450万円の減。床潭末広間道路整備事業債〈辺地〉6,300万円の減は、社会資本整備総合交付金の配分減に伴う充当事業債の減であります。

宮園鉄北山通り3号線ほか整備事業債〈緊急防災〉150万円の減は、事業費確定による充当債の減であります。

9目1節臨時財政対策債720万円の増。発行可能額確定に伴う増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費36万1,000円の増。主に、庁舎・町民広場24万8,000円の増は、主に経年劣化に伴う役場庁舎内消防用ホースの取替修繕の計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

4目情報化推進費694万3,000円の増、次ページにわたり、主に、総合行政情報システム運営75万1,000円の増は、人事異動に伴うシステムライセンス追加費用の増。

厚岸情報ネットワーク4万円の増は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応による、各小中学校の休校に伴うIP告知端末増設によるLAN線購入費の計上。

個人番号カード等交付事務113万7,000円の増は、地方公共団体情報システム機構による通知カード・個人番号カード関連事務の委託料の増。

厚岸情報ネットワーク整備事業187万8,000円の増は、次ページにわたり、ネットワーク電柱移転架線の共架変更及び情報通信基盤施設伝送路増設に伴う増。

総合行政情報システム整備事業（番号制度システム整備）313万7,000円の増は、国外転出者によるマイナンバーカード等利用に伴う住民基本台帳システム改修及びマイナンバーとの情報連携に伴う児童手当システム改修費の計上であります。

10目企画費45万5,000円の増。空家等対策協議会15万5,000円、新規計上は、空家対策等対策協議会の設置に伴う開催経費3回分の委員報酬及び費用弁償の計上であります。

国際・地域交流30万円の増は、7月に発生した低気圧の影響による大雨で大きな災害に見舞われた当町の友好都市であります山形県村山市への災害見舞金の計上であります。

12目車両管理費124万4,000円の減。公用車管理は、主に、公用車のスタッドレスタイヤ購入費ほかの計上であります。

公用車整備事業については、執行額確定による減額補正であります。

13目町制施行百二十周年記念事業費332万6,000円の減、次ページにわたり、落語公演会242万円の減、記念交流会96万円の減、町民花火大会110万円の減、桜の木植樹会44万5,000円の減、それぞれ新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止した各イベントに係る経費の減で、記念事業一般160万5,000円の増は、町制施行120周年を迎える

に当たり、町内外へ周知するため、記念新聞制作及び横断幕掲示に係る経費の計上であります。

14目諸費。役場庁舎感染症対策221万5,000円、新規計上は、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症対策として、各種相談対応等に要する感染症対策用パーティション10台と庁舎正面玄関に設置する体表面温度計測カメラ1台の購入費の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

3項1目戸籍住民登録費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費25万6,000円の増。主に、保健福祉総合センター・健康広場24万8,000円の増は、保健福祉総合センター1階窓口カウンターの防煙スクリーン修繕及び1階会議室照明器具修繕料で16万4,000円の増と更衣室用ロッカー1台及び刈払機1台の備品購入費8万4,000円の計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

2目心身障害者福祉費1,564万1,000円の増。心身障害者福祉一般1,598万1,000円の増は、令和元年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上、障がい者（児）ふれあいフェスティバル34万円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とした「障がい者（児）ふれあいフェスティバル」の実行委員会に対する補助金の減であります。

次ページ、4目老人福祉費194万4,000円の増。主に、介護保険特別会計10万8,000円は、繰出金の増であります。

老人福祉施設179万9,000円の増は、特別養護老人ホーム心和園施設修繕料の計上で、経年劣化で痛みが激しい施設内道路の舗装修繕料に113万3,000円、経年劣化による浄化槽用ポンプ取替修繕料に30万3,000円、給水管の修繕料に36万3,000円の計上であります。

8目社会福祉施設費302万4,000円の増。コミュニティセンター49万5,000円の増は、上尾幌地区コミュニティセンター児童火災報知設備の修繕であります。

集会所228万1,000円の増は、門静地区集会所児童火災報知設備取替補修に60万5,000円、若松地区集会所屋根葺替え修繕に68万8,000円、トライベツ地区集会所便槽改修に88万円の計上と施設用備品購入10万8,000円の増は、宮園地区集会所の防災カーテンの購入費に4万2,000円、若葉地区集会所の業務用掃除機の購入に3万9,000円、若葉地区集会所の消化器2本の購入費2万7,000円の計上であります。

生活改善センター24万8,000円の増は、非常灯器具取替修繕に11万円、多目的トイレ修理に13万8,000円の修繕料の計上であります。

湾月生活館整備事業は、補正額ゼロ。財源内訳補正の計上であります。

なお、この財源は、アイヌ政策推進交付金に振り替えたものであります。

10目諸費56万2,000円の増。次ページにわたり、地域包括支援センター感染症対策56万2,000円は、主に、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努める介護事業所に勤務する職員に対し、1人当たり5万円、8名分の慰労金の計上と感染症防止対策に要するマスク、消毒液ほかの購入費の計上であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、児童福祉一般2,376万5,000円の増。施設型給付費負担金2,295万円の増は、幼稚園入所児童の増加に伴う給付額の増であります。

過年度児童手当国庫負担金等返還金81万5,000円の増は、令和元年度に交付された児童手当国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

4 目児童福祉施設費1万円の増。主に、保育所車両整備に伴う自動車損害保険料の増であります。

6 目諸費187万円の増。

児童福祉施設感染症対策175万円、新規計上は、認可保育所2施設、へき地保育所1施設、児童館2施設、子育て支援センター1施設に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要するマスクや消毒液等の購入費の計上であります。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務12万円、新規計上は、次ページにわたり、北海道が実施するひとり親世帯臨時特別給付金の支給に伴う申請受付事務等に要する経費の計上であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康推進費39万1,000円の増。主に、健康推進一般32万円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための中止とした「健康まつり」の実行委員会に対する補助金の減であります。

母子保健14万8,000円の増は、乳幼児健診等に伴う会場借上料の計上であります。

妊娠・出産包括支援56万3,000円の増は、主に、養育支援訪問事業委託料46万7,000円の増は、利用者見込の増で、その他説明欄記載のとおりであります。

4 目水道費1,476万3,000円の増。水道事業会計補助金（使用料免除分）1,412万6,000円の増及び簡易水道事業特別会計繰出金（使用料免除分）22万5,000円の増は、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により影響を受けている町内事業者を対象に、事業継続・雇用の維持と負担軽減を図る目的で、業務用の適用を受ける事業者等に対し、5月・6月使用分の水道料金を免除したことから、それぞれ、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計へ一般会計から収入減少分を補填するものであります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

また、その他説明欄記載のとおり簡易事業特別会計繰出金41万2,000円の増は、繰出金の増であります。

7 目諸費168万3,000円。妊娠・出産支援感染症対策、新規計上は、対面で行ってきた保健指導や個別相談などの母子保健事業を、新型コロナウイルス感染症の防止対策として、オンラインで実施するため、タブレット購入などオンラインシステム整備費ほかの計上であります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費10万円の増。環境対策寄附金を財源として環境保全基金への積み立てであります。

2 目水鳥観察館運営費24万6,000円の減。主に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学術研究奨励補助金の審査委員会を書面での審査会に替えたことによる特別旅費の減で、その他説明欄記載のとおりであります。

3 目廃棄物対策費28万4,000円の増。次ページにわたり、主に、生ごみ分別・資源化2

5万3,000円の増は、生ごみ水切り容器及び消臭液購入費の計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

4目ごみ処理費。ごみ処理場管理1,030万9,000円の増は、主に、ペットボトル圧縮梱包機の修繕及びごみ処理場で日々稼働している重機のフレームの修繕料710万6,000円の計上のほか、最終処分場の移送配管の詰まり調査と清掃が必要であるため、侵出水配水管調査等委託料284万9,000円の計上であります。

また、この修繕中の重機の代替えとして、重機のリース料の計上のほか、説明欄記載のとおりであります。

5目し尿処理費。汚水処理施設管理7万7,000円の増は、受入槽等の清掃に対する手数料の計上であります。

5款農林主産業費、1項農業費、2目農業振興費357万2,000円の増、次ページにわたり、主に青年就農給付金150万円の増及び新規就農準備金200万円の増は、11月からの新規就農者に対する給付金等の新規計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

5目農地費36万9,000円の増。道営土地改良事業監督等補助業務委託事業について、草地整備及び農地防災事業に伴う事業費の計上であります。

7目農業施設費6万6,000円の増。尾幌酪農ふれあい館については、主に、外灯ランプの取替ほか修繕料の計上であります。

8目農業水道費、補正額ゼロ。財源内訳補正の計上であります。

10目諸費。農業者経済対策支援給付金1,237万2,000円、新規計上。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響がある中、不安を抱えながら生産活動を行っている農業者に対する支援給付金の計上であります。

その内容は、令和2年9月1日現在において厚岸町に住所を有し、町内で農業を営んでいる個人または法人に、想定件数123件に対し、一律10万円を支給するもので、その補助金1,230万円と支給に関する事務を釧路太田農業協同組合に委託して実施するものであります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項林業費、1目林業総務費3,000円の増、次ページにわたり、主に、森林環境譲与税基金積立金は、令和元年度に交付が決定した森林環境譲与税分の積立金の計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

2目林業振興費45万1,000円の増。民有林振興対策事業295万1,000円の増は、主に、カラマツ苗木単価の増に伴う補助金の計上であります。

町民の森造成事業250万円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした「町民の森植樹祭」の実行委員会に対する補助金の減であります。

6目諸費90万円。きのこ生産者経済対策経営支援給付金90万円、新規計上。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、しいたけの需要の減少や市場による受入数量制限、取引金額の下落等により生産活動に影響が生じているきのこ生産者に対する支援給付金の計上であります。

その内容は、令和2年9月1日現在において厚岸町に住所を有し、町内で菌床しいたけを生産している事業者、想定件数9件に対し、一律10万円を支給するものでありま

す。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費217万円の減。主に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした「港まつり」に係る各負担金の減であります。

厚岸地域マリンビジョン協議会10万円5,000円の増は、7月に完成した厚岸漁港衛生管理型漁港施設パンフレット作成に伴う補助金の増であります。

次ページ、3 目漁港管理費41万6,000円の増。若竹漁港トイレ水漏れの修理のほか施設修繕費の計上であります。

5 目養殖事業費1,124万7,000円の増。カキ種苗センター50万8,000円の増は、ろ過槽濾材交換に伴う修繕料の増であります。

水産増養殖調査研究149万5,000円の増は、主に、カキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴う調査分析用機器借上料ほかの計上であります。

カキ養殖籠実証試験662万円、新規計上。従来と異なる養殖資材を導入し、カキ殻の計上やカキの身に膨らみをもたせることで商品価値を高める養殖方法の実証試験に使用するカキ養殖籠購入費などの計上であります。

カキ種苗センター車両整備事業262万4,000円、新規計上。公用車1台の更新であります。

なお、この二つの事業の財源については、過疎地域等自立活性化推進交付金を充当するものであります

6 目水産施設費4万4,000円の増、次ページにわたり、主に、水産種苗生産センター各施設消防用設備の施設修繕料の計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

7 目諸費1億5,006万1,000円、新規計上。漁業者経済対策経営支援給付金4,350万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による水産物の需要の減退、魚価の下落等により、影響が生じている漁業者に対する支援給付金の計上であります。

その内容は、令和2年9月1日現在において厚岸町に住所を有し、町内で漁業を営んでいる個人または法人で、今年度または前年度の水揚額が10万円以上ある者で、想定件数435件に対し、一律10万円を支給するものであります。

漁業者経済対策経営持続化給付金8,743万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による水産物の需要の減退、魚価の下落等により、影響が生じている漁業者に対する経営持続化給付金の計上であります。

その内容は、令和2年9月1日現在において厚岸町に住所を有し、町内で漁業を営んでいる個人または法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのいずれかの月の水揚額が前年同月の水揚額に比して30%以上減少していること。また、令和2年の任意の1カ月を含む連続した3カ月の水揚額の合計が、前年同期間の3カ月の水揚額の合計に比して30%以上減少している者で、想定件数435件に対し、上限額20万円の持続化給付金を支給するものであります。

漁業者経済対策カキ養殖支援523万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が生じている漁業者、特に出荷調整を余儀なくされているカキ養殖漁業者に対し、厚岸漁業共同組合が行う、「カキ種苗購入助成事業」に対する支援金の計上であり

ます。

その内容は、種苗購入費の2分の1相当額を厚岸漁業協同組合へ支援するものであります。

移動販売車整備事業1,389万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による水産物の需要、魚価の下落等に対する対応策として、新たな販売の取組に必要な移動販売車を整備し、厚岸水産物の販売促進を図るため、移動販売車1台の購入費に対し、事業実施主体であります厚岸漁業協同組合へ補助するものであります。

なお、この4事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

6款1項商工費、次ページ、1目商工総務費。消費生活2,000円の増は、人件費の増額に伴う消費生活相談業務委託料の増であります。

3目食文化振興費16万1,000円の減。味覚ターミナル・道の駅38万円の増は、主に、味覚ターミナル・コンキリエの炭焼炙屋と会議室に、新型コロナウイルス感染症対策のため網戸を設置したほか施設の修繕料の計上であります。

物産交流・宣伝54万1,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった「さっぽろオータムフェスト」参加に係る経費の減であります。

4目観光振興費69万5,000円の減、次ページにわたり、観光振興一般11万6,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった「全国市町村あやめサミット」の出席に係る経費の減。

観光宣伝45万3,000円の減は、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった、各PRイベントに係る経費の減。

桜保護育成13万9,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した、先進地視察に係る経費の減で、その他財源内訳補正ほか説明欄記載のとおりであります。

5目観光施設費5万8,000円の増。新型コロナウイルス感染症の拡大防止による各観光施設消毒用消耗品等の購入費の計上であります。

6目諸費4,622万8,000円の増。桜・牡蠣まつり等出展業者支援給付金110万円、新規計上は、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「あつけし桜・牡蠣まつり」及び「あつけし牡蠣まつり」を中止したことにより、影響を受ける町内の出店事業者に対する支援給付金の計上であります。

その内容は、「あつけし桜・牡蠣まつり」と「あつけし牡蠣まつり」に出店を予定していた町内の事業者が対象で、想定件数11件に対し、一律10万円を支給するものであります。

観光客誘客促進2,595万円、新規計上。観光客誘客促進映像等制作委託料946万円は、新型コロナウイルスの影響により、厚岸町の各種イベントが中止になったことや外出自粛などにより、町内特産品の取扱が停滞していることから、厚岸町の魅力の発信と特産品の消費拡大を図る目的で、新聞広告及びテレビCM等の動画配信制作費の計上であります。

観光客誘客促進助成1,649万円は、新型コロナウイルスの影響により宿泊客の入込が落ち込む中、特に観光客が少ないことが想定される12月から2月までの冬季期間におい

て、1泊2食付きで町内施設で宿泊する想定人数を3,000人に対し、5,000円の割引を実施するための助成に1,500万円の計上と、また町内施設に宿泊した人を対象として、厚岸味覚ターミナル・コンキリエで実施しているアウトドア体験の費用の助成に149万円の計上であります。

緊急経済対策支援給付金1,417万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞により影響を受けている中小企業者に対し、事業の継続と従業員の雇用の維持を図るため、支援給付金を支給するものであります。

その内容は、令和2年9月1日現在において厚岸町に本社または本店を置く法人与厚岸町に住所を置く個人事業者のうち、建設業、製造業など従前に実施した給付金の対象とならなかった事業者、想定件数140件に対し、一律10万円を支給するもので、その補助金1,400万円と支給に関する事務を厚岸町商工会に委託して実施する内容であります。

事業者感染症防止対策支援500万円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る助成金の計上で、その内容は、感染防止対策のため、町内の施工業者を利用して、店舗または施設に対しての設備の導入や施設の改修を行った場合、対象経費の3分の2、上限額30万円の補助金として、想定件数10件で300万円、町内の事業者から感染予防資材などを購入した場合に、対象経費の3分の2、上限額10万円の補助金を、想定件数20件で200万円の総額500万円を助成するものであります。

なお、この4事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費83万6,000円の増。ダンプトラックのスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費684万4,000円の増。道路橋梁管理564万4,000円の増は、次ページにわたり、主に、町道の修繕料及び道路補修用原材料費のほか、故障して修理不能となった発電機の購入費の計上であります。

トライベツ道路ほか整備事業120万円の増。主に、事業施行に伴う用地確定測量委託料の増であります。

2目道路新設改良費1億7,985万2,000円の減。床潭・末広間道路整備事業1億7,940万8,000円の減は、この事業の財源である社会資本整備総合交付金の大幅な減額交付決定を踏まえ、事業内の事業費をそれぞれ調整増減するものであります。

太田門静間道路整備事業につきましては、次ページにわたり、31国債分と令和2国債分、ともに、それぞれ事業内予算の組み替え補正であります。

宮園鉄北山通り3号線ほか整備事業142万3,000円の減は、事業費確定による減であります。

人件費支弁人件費97万9,000円の増は、説明欄記載のとおり、執行見込による調整増であります。

3項河川費、1目河川総務費49万3,000円の増、次ページにわたり、主に、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業につきましては、31国債分、令和2国債分を含めて、それぞれ事業内予算の組み替え補正であります。

事業費支弁人件費48万4,000円の増は、説明欄記載のとおり、執行見込による調整増

で、その他説明欄記載のとおりであります。

4 項都市計画費、3 目下水道費259万6,000円の増。下水道事業特別会計繰出金（使用料免除分）210万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により影響を受けている町内事業者を対象に事業継続・雇用の維持と負担軽減を目的に業務用の適用を受ける事業者等に対し、5 月・6 月使用分の下水道使用料を免除したことから、下水道事業特別会計へ一般会計から収入減少分を補填するものであります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

その他説明欄記載のとおり下水道事業特別会計繰出金49万5,000円の増は、繰出金の増であります。

5 項公園費、1 目公園管理費7 万5,000円の減。公園管理に伴う消耗品購入費増のほか、契約確定に伴う公園遊具安全点検委託料の減であります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費43万5,000円の増。町営住宅37万6,000円の増は、次ページにわたり、主に、宮園団地M 1 号棟のガス給湯器点検手数料の増のほか、有明団地建て替え入居者移転に対する移転料の増額計上であります。

きのこ生産者住宅8 万1,000円の増は、網戸取替修繕料の増であります。

町営住宅テレビ受診施設整備事業2 万2,000円の減は、事業費確定に伴う減額補正であります。

8 款1 項消防費、2 目災害対策費7,000円の増。土砂災害相互通報システム更新手数料の増であります。

4 目諸費3,175万2,000円、新規計上。避難所感染症対策備蓄品整備事業は、災害発生時の避難所における感染症対策に要する備蓄品として、マスクなどの消耗品と室内用テントなどの備品購入費の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費5,445万4,000円の増。公立学校情報機器整備事業、新規計上は、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症や自然災害発生などによって、学校の臨時休校等の緊急時においても、I C Tの活用で学習環境を保障できるようタブレット端末機児童生徒用627台及び教員用103台の整備に伴う委託料5,100万4,000円の計上と、教員に対してタブレット操作のサポートなどを行う委託料として345万円の計上であります。

なお、この財源については、公立学校情報通信機器整備補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

4 目教員住宅費84万円の増。浴室改修のほか教員住宅修繕料の計上であります。

7 目諸費。学習支援感染症対策92万8,000円、新規計上は、感染症の発生等による学校の臨時休校等においても、家庭で学習を継続できる環境整備として、モバイルW i - F i ルーター40台の購入費80万4,000円と学校にオンライン授業用のカメラ等の購入費12万4,000円の計上であります。

なお、この財源については、公立学校情報通信機器整備事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

2 項小学校費、4 目諸費。小学校感染症対策643万2,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各小学校における感染症対策に要する整備として、マスク等の消耗品や網戸などの備品購入費の計上であります。

なお、この財源については、学校保健特別対策事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

3 項中学校費、2 目学校管理費97万7,000円の増。各中学校の機械器具や消防用設備等の修繕料の増であります。

4 目諸費、次ページにわたり、中学校感染症対策637万8,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各中学校における感染防止対策に要する整備として、マスク等の消耗品等や網戸などの備品購入費の計上であります。

なお、この財源については、学校保健特別対策事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

5 項社会教育費、4 目文化財保護費10万円5,000円の増。十勝沖地震津波記録集増刷に伴う印刷製本費の増であります。

5 目博物館運営費1,087万5,000円の増。海事記念館32万6,000円の増は、排煙窓及び温水循環ポンプ取替の修繕料の増であります。

海事記念館展示物整備事業1,292万5,000円、新規計上は、主に、アイヌ文化をプラネタリウムで投影する番組制作委託料に700万円、町内で発掘されたイタオマチブの復元模型製作費に248万4,000円の計上であります。

なお、海事記念館備品整備事業237万6,000円の減は、海事記念館展示物整備事業に振替えたことによる減であります。

また、この財源については、アイヌ政策推進交付金を充当するものであります。

7 目諸費。情報館感染症対策38万1,000円、新規計上、次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、多くの町民が安心して施設を利用できるよう情報館における感染症対策に要する整備として、除菌ボックスなどの備品購入費の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

6 項保健体育費、2 目社会体育費37万6,000円の増。

次ページにわたり、主に、スポーツ推進委員26万9,000円の減は、主に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった各会議の議員報酬及び費用弁償などの減であります。

スポーツ施設26万3,000円の増は、主に、公用車修繕料及び宮園パークゴルフ場関係消耗品の購入費であります。

スポーツバス購入事業54万3,000円の増は、主に、バックモニター、ドライブレコーダーなどの安全対策費用の追加に伴う増で、その他説明欄記載のとおりであります。

3 目温水プール運営費53万7,000円の増。主に、プール配管やポンプなどの施設修繕料の計上であります。

12款1 項1 目給与費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第2表、地方債補正変更であります。

緊急防災・減災事業150万円の減。

辺地対策事業6,300万円の減。

臨時財政対策債720万円の増。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

6 ページをお開きください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄。

令和元年度末現在高、112億7,016万2,000円。

令和2年度中起債見込額、19億5,200万円。

令和2年度中元金償還見込額、9億7,655万円。

補正後の令和2年度末現在高見込額は、122億4,561万2,000円となるものであります。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

次に、議案第81号であります。

議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

令和2年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,990万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2款2項、3ページ、歳出では、3款3項にわたって、それぞれ2,207万4,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目1節保険給付費等交付金427万8,000円の増。

特定健康診査等に対する交付金の計上であります。

内容につきましては、歳出でご説明いたします。

7款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,779万6,000円、新規計上。

令和元年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

6 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費427万8,000円の増。

レセプト分析等委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える生活が続いている中、必要な定期受診などを控え、疾病が重症化する恐れがあることから、継続して通院・治療が必要な人に対し、レセプトデータや保健指導等データから抽出して、通知や保健師から指導するためのデータ分析委託料の新規計上であります。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険財政基金積立金1,445万1,000円の増。令和元年度からの繰越金のうち返還金を除く金額を基金へ積み立てるものであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金334万5,000円、新規計上。

前年度交付の保険給付費等交付金の精算返還金であります。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第82号であります。

議案書 1 ページであります。

令和 2 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

令和 2 年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,579万1,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2 款 2 項、3 ページ、歳出では、1 款 1 項にわたって、それぞれ41万2,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節計量使用料22万5,000円の減。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けている業務用の適用を受ける事業者を対象に事業継続、雇用の維持と負担軽減を目的に免除を行った 5 月・6 月分の水道料金の減であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金63万7,000円の増。

一般会計繰入金（使用料免除分）22万5,000円、新規計上は、水道使用料免除分による一般会計からの繰入金の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用として、一般会計から補填するものであります。

一般会計繰入金41万2,000円の増は、補正財源調整に伴う増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、職員人件費、補正額ゼロ。

歳入調整に伴う財源内訳補正の計上であります。

2 款水道費、1 項1 目水道事業費。

主に、検漏及び新設メーター整備事業41万2,000円の増は、新規メーター2 台分の増であります。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号であります。

議案書1 ページであります。

令和2 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

令和2 年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7 億893万円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2 款2 項、3 ページ、歳出では、1 款2 項にわたって、それぞれ49万5,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目1 節下水道使用料、公共下水道使用料210万1,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けている業務用の適用を受ける事業者を対象に事業継続、雇用の維持と負担軽減を目的に免除を行った5 月・6 月分の下水道使用料の減であります。

5 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金259万6,000円の増。

一般会計繰入金（使用料免除分）210万1,000円、新規計上は、下水道使用料免除分による一般会計からの繰入金の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用として、一般会計から補填するものであります。

一般会計繰入金49万5,000円の増は、補正財源調整に伴う増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、補正額ゼロ。

説明欄記載のとおり、歳入調整に伴う財源内訳補正の計上であります。

2 目管渠管理費。

管渠49万5,000円の増は、マンホール修繕料の計上であります。

2 款下水道事業費、1 項公共下水道事業費、補正額ゼロ。

公共下水道事業補助分は、社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整減及び事業費確定に伴う増減であります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号であります。

議案書ページであります。

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

令和2年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,894万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億8,946万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、4 款6 項、3 ページ、歳出では、3 款3 項にわたって、それぞれ1,894万7,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目地域支援事業交付金、4 節過年度地域支援事業交付金20万円の増。

5 款1 項支払基金交付金、1 目1 節介護給付費交付金683万7,000円の増。

2 目1 節地域支援事業支援交付金35万5,000円の増。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目1 節介護給付費負担金363万円の増。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金、4 節過年度地域支援事業交付金13万3,000円の増。

それぞれ、前年度の介護保険事業の実績に対する精算交付分の新規計上であります。

8 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金10万8,000円の増。

2 項基金繰入金、1 目1 節介護給付費準備基金繰入金768万4,000円の増。

それぞれ、補正財源調整による増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費10万8,000円の増。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設入所者の認定調査を施設の職員に振替える委託料の計上であります。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費1,115万5,000円の増。

前年度の介護保険事業の実績に対する精算交付分を基金へ積み立てるものでありま

す。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金768万4,000円の増。

前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号であります。

議案書 1 ページであります。

令和 2 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）。

令和 2 年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億5,021万5,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入、歳出ともに、1 款 1 項にわたって、それぞれ89万7,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金89万7,000円、新規計上。

令和元年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金89万7,000円の増。

令和元年度決算における出納整理期間の 4 月と 5 月の保険料収入分を本年度に後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号であります。

議案書 1 ページであります。

令和 2 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1 回目）。

令和 2 年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,940万3,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入、歳出ともに、1 款 1 項にわたって、それぞれ 55 万 2,000 円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款道支出金、2 項道補助金、1 目サービス事業費道補助金、1 節施設サービス事業費道補助金。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 55 万 2,000 円、新規計上は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努める介護施設に勤務する職員に支給する慰労金に対する補助金の計上であります。

なお、事業内容につきましては、歳出でご説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、2 目諸費、介護老人保健施設感染症対策 55 万 2,000 円、新規計上は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努める介護施設に勤務する職員に対して、1 人 5 万円を 11 名に支給する慰労金の計上と支給に係る口座振込手数料 2,000 円の計上であります。

以上をもちまして、議案第 80 号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第 86 号 令和 2 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第 87 号 令和 2 年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）の内容について、説明申します。

1 ページをご覧ください。

第 1 条、総則。

令和 2 年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益を 5 万円増額し、2 億 8,669 万 8,000 円とするもので、内訳は、1 項営業収益が 1,412 万 5,000 円の減、2 項営業外収益が 1,417 万 5,000 円の増であります。

支出につきましては、1 款水道事業費用を 21 万 7,000 円増額し、2 億 7,038 万 3,000 円とするもので、内訳は、1 項営業費用が 27 万 7,000 円増、2 項営業外費用が 6 万円の減でございます。

4 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は1,412万5,000円の減。

業務用で1,412万5,000円の減。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、町内事業者を対象に事業の経済的負担軽減を図るため、水道使用用途区分が業務用の適用を受ける事業者574件の5月・6月分の水道料金を免除したことによる減額でございます。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金は1,412万5,000円の増。

先ほど1目で説明した給水収益減額に伴う5月・6月分の水道料金を免除補填するものであり、一般会計繰入金が増であります。

6 目雑収益は5万円の増。

公用車廃車に伴う鉄くず物売り払いの増など、説明欄記載のとおりでございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項水道営業費用、4 目総係費は27万7,000円の増額。

備消耗品は消耗した公用車の冬タイヤ等の購入予定による増ほか、各節内容は説明欄記載のとおりでございます。

2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税は6万円の減で、補正に伴い見込まれる納付額の減によるものでございます。

ここでまた1ページへお戻り願います。

1 ページ下段、第3条でございます。

第3条は他会計からの補助金の補正であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業で5月・6月分の水道料金を免除したことによる補填分として1,412万5,000円を増額し、他会計からの補助金総額を2,497万2,000円とするものであります。

2 ページは補正予算実施計画、3 ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、飛ばしまして5 ページと6 ページ目は予定貸借対照表、7 ページは会計処理の基準や手順を示した注記でございます。

いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第88号 厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容をご説明いたします。

国は、令和2年度第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を創設し、新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関の医療従事者等へ慰労金の支給を決定しました。

このたびの補正予算は、これに係る関係経費の計上であります。

議案書1ページであります。

議案第88号 厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）。

第1条総則であります。

令和2年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条収益的収入及び支出の補正であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

内容につきましてご説明いたします。

次ページの（１）の補正予算実施計画及び（２）の補正予算説明書を合わせてご覧ください。

収益的収入であります。

1 款病院事業収益、3 項特別利益、1 目1 節その他特別利益666万5,000円、新規計上。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であります。

次に、収益的支出であります。

1 款病院事業費用、4 項特別損失、1 目1 節その他特別損失666万5,000円、新規計上。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給に係る事業費で、慰労金の支給対象者につきましては、北海道内で感染者が発生した令和2年1月28日から6月30日までの期間において、医療機関に10日以上勤務した職員が対象となり、その職員には委託業務先の職員も含まれ、130名分の慰労金及び口座振込手数料の計上であります。

また、このたびの補正予算にありましては、病院事業における業務の予定量を変更するものではないことから、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表の変更はございません。

以上、簡単でございますが、議案第88号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決しました。

令和2年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後2時32分休憩

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第11、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 先にご通告を申し上げました2項目についてご質問をさせていただきます。

最初に、G I G Aスクール構想の推進についてであります。

このことについては、去る8月31日の議員協議会において、私の質問の大部分について詳細な説明を受け、私自身は理解をしたところでありますが、この質問については、それ以前に質問通告をしておりましたし、その内容が議会広報に掲載され、広く町民に周知されることから、取り下げることなく、改めて質問をさせていただくことをご了承いただきたいと思います。

このたびの新型コロナウイルス感染症の発症を契機として、全ての子どもたちの学びを保障するためのICT活用の重要性の高まりとともに、今後も起こりうるであろうさまざまな災害や新たな感染症の発生時による学校の臨時休校等の緊急時に備えるため、早期にオンライン学習に必要な通信環境を整備する必要があるのではないかと考えたところであります。

このたびの国の緊急経済対策において、その目標が前倒しされ、小中学校全ての学年で1人1台の端末を整備することが盛り込まれました。そこで、厚岸町では、この教育環境整備について、どのように進めていかれるのでしょうか。

また、その場合、事業費はどのくらいになり、また財源はどうなりますか。

さらには、整備が完了し、授業で使用する時期はいつごろになりますか。お伺いを申し上げます。

次に、防災対策についてであります。

本年度予算化され、その作成に向け、現在進行中と思いますが、津波シミュレーション動画の完成時期と、その完成後の活用についてお伺いをさせていただきます。

昨年12月定例会でもお伺いをいたしました。千島海溝沿いでの巨大地震についての対応であります。現行の防災計画では、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項が記載をされておりますが、施設整備が具体的に示されておられません。したがって、国土強靱化地域計画を早期に策定し、避難タワー等の計画を示すとともに、示された事業について、国からの補助金や交付金を活用し、その整備の実現に努めていただきたいと思いますと考えるところであります。

町長は過去、同僚議員の質問あるいは新聞等のインタビューに防災担当係から危機対策室に格上げした理由について、厚岸町の市街地の大部分が海に面しており、また震度7の地震の切迫性から、地震に伴う津波に対する対策を強化するためと答弁をいたして

おります。

その思いは、思いだけで終わることなく、安心・安全の施設整備に結びつけていただきたいと切に思っております。

以上を申し上げ、最初に質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問のうち、私からは2点目の防災対策についてお答えをいたします。

（１）の「津波シミュレーション動画完成はいつ頃になるか」についてであります。が、災害シミュレーション動画の制作につきましては、本年6月30日に業務委託契約を締結し、業務期間を12月15日までとしておりますので、12月中頃までに完成する予定であります。

次に、（２）の「完成後は、どのように活用されるか」についてであります。自治会や自主防災組織のほか、学校や各団体を対象に、町職員による出前講座を開催し、町民の皆さんへの防災啓発に活用したいと考えております。

このほか、同化映像を収めたDVDの貸出しや、町のホームページでの公開も行っております。

なお、来年2月に防災講演会の開催を計画しており、その中のプログラムの一つとして災害シミュレーション動画を上映し、防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

次に、（３）の「千島海溝型地震についての被害想定が年度内にまとめられる方向ですが、並行して国土強靱化地域計画の策定を進めていくべきと考えるが」についてであります。令和2年度当初予算に、国土強靱化地域計画策定委託料として、258万7,000円を計上しております。

7月20日に業務委託契約を締結し、現在、計画策定作業を進めているところであります。

次に、（４）の「その中で、特に津波対策に係る施設整備は、盛り込むべき重要課題と考えるが」についてであります。国土強靱化地域計画は、町の国土強靱化におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものであり、いわゆるアンブレラ計画としての性格を有するもので、当該計画が手引きとなり、町の各種計画等において、国道強靱化の観点から必要な施策を具体化し推進していくものとなります。

計画策定に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を設定した上、関連する現行施策の進捗状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行い、町における強靱化施策の取組方針を策定することになります。

このことから、町においては「大規模な津波による多数の死傷者数の発生」という、起きてはならない最悪の事態が考えられることから、この事態を回避する方針として、避難場所の指定や整備等といった施策の掲載が考えられます。

なお、必要となる個別事業を位置づけることにつきましては、各種計画と整合性を図る必要があることから、ご質問にある「避難タワーの計画」につきましては、計画策定

段階では掲載にならないものと考えております。

1 点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、「1、G I G Aスクール構想の推進について」の（1）「オンライン学習に必要な通信環境の整備について」お答えします。

「ア、国の緊急経済対策において、令和5年度までの目標が前倒しされ、小中学校全ての学年で1人1台の端末を整備することが盛り込まれましたが、厚岸町では環境整備について、どのようなタイムスケジュールで進めていけますか」についてであります。

教育委員会としては、国の補助事業であります、G I G Aスクール構想の推進に基づき、町内小中学校における無線LAN環境を構築する校内通信ネットワーク整備と児童生徒1人1台タブレット端末導入を、令和2年度内に完了できるよう、取り進めているところです。

タイムスケジュールとしては、既に校内通信ネットワーク整備については、本年8月の入札により、委託業者を決定し、令和2年度末までに整備が完了するよう取り進めております。

また、児童生徒及び教員1人1台のタブレット端末の整備についても、本定例会において補正予算可決後に、速やかに業者選定等、事務を取り進め、ネットワーク整備と同様に令和2年度末までの導入を考えております。

次に、「イ、その場合、事業費はどのくらいになるか。また、財源措置はどうなりますか」についてであります。

校内通信ネットワーク整備につきましては、事業費5,269万円となっており、財源措置については、国庫補助金2,473万4,000円を活用し、残りの2,795万6,000円については、学校教育施設等整備事業債2,790円の借り入れと一般財源5万6,000円にて実施いたします。

タブレット端末機器の整備については、事業費5,100万4,000円を見込んでおり、財源措置については、国庫補助金1,882万9,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,787万5,000円を活用し、残りの1,430万円については一般財源にて実施いたします。

次に、「ウ、整備が完了し、授業で使用する時期はいつ頃になりますか」についてであります。

本事業は、令和2年度末までを工期としておりますので、小中学校の授業活用については、令和3年度からの運用になるものと考えております。

教育委員会としては、以上の整備を進めるとともに、これらを効果的に活用することを通して、児童生徒の学びを一層充実させたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 前回12月でも、この防災対策の質問をさせていただきました。ここにも、答弁書あるのですが。言葉は、今回とちょっと分からない言葉も入っていますが、変わっておりますけれども、直接的に私の質問に答えているものではないように思います。

それで、前回から含めてお聞きしますが、例えば避難タワーは津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到着までの時間的余裕や地理的条件、避難ビルとなる建築施設がない等の理由により、津波からの避難が特に困難と思われる地域において、緊急的、一時的な避難施設になるものであります。これは、避難タワーにかかわらず、これは今建設している避難階段も含めて、緊急、一時的な避難であります。改めて、ここで避難タワーも津波から、失礼、津波において、緊急的、一時的な避難になるものといったら、敢えてここでうたったのは何か理由があるのですか。避難階段で上に上ったって、公共的な施設ではないのですよ。一時的な避難の施設なのですけれどもけれども。改めてこのタワーだって緊急的、一時的避難になる物ですって、改めてここで答弁したのは何か理由があるのですか。あるいは、思いがあるのですか。

- 議長（堀議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） 津波避難タワーの関係であります。12月の町長の答弁の内容かなというふうに思いますけれども、基本的に避難の在り方につきましては、地震発生して津波が到達してくると。それまでの間に、要は浸水区域外から逃れられる高台、こちら避難することを想定しております。ですから、その津波が来るまでの時間に高台に逃れることができるのであれば、それに越したことはない。避難できる場所があるなら。ただし、地形的、地理的要件によりましては、その津波が来るまでの時間内で高台まで避難ができない、そういう高いところが何もないといったものにつきましては、緊急、一時的な避難ということで、その避難される道中のどこになるか分かりませんが、津波避難タワーだとか高い建物を非難ビルというような形で位置づけていくというようなことになっております。

ですので、12月の答弁はそのような形で、あくまでも浸水区域害に逃れられることができなければ、その途中で何らかの対策を講じなければならないというようなことになっております。

- 議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 そうすれば、この今の厚岸町で、町長は41キロにわたって厚岸町は海岸線があるということでお話しもされておりますけれども、この中で津波の到着時間に時間的余裕があり、そして地理的条件が避難に適している。それから避難ビルがある。それから津波からの避難が困難である地域がそう多くないということを言えますか。そういう認識ですか。そうではないのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 現在の津波のシミュレーション、すなわちハザードマップですね、津波浸水予測図におきましては、津波が到達するまでの時間の中で、私どもが実際に歩いても調査をいたしました。所定の避難場所、すなわち高さのあるところまで避難できているというような状況になっております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 それは津波が起きたとき避難ではないでしょう。たまたま家から避難階段まで歩いていくか、走っていくか、話をしていくか分かりませんが、そういうことで行っているわけでしょう。それは日中の時間やるわけでしょう。別に10時に津波が予想だけだからといって、10時に寝ているところから服を着てやっているわけではないでしょう、それは。それで、いや15分で行けました、あるいは20分で行けました、十分ではないですかっていうことにはならないでしょう。

そして、避難困難者というのは、例えば20代、30代の人が1人で逃げるのならいいのです。年取った親も、それからもっと年取ったおじいちゃん、おばあちゃんも、介護しながら逃げるといったら、そのおばあちゃんに合わせなければならないわけですよ。そんな成人の健康の人が、役場の職員が日中、どこからどこまでの避難場所に行って、時間内に到達したかどうか分かりませんが、そんなの全く参考にならないのではないですか。違いますか。どこからどこまでやったのですか。ちょっと内容お知らせください。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 平成24年、5年で新たな津波浸水予測図を策定した際、基本的には私ども担当全て手分けをいたしまして、町内全域で歩いての調査を行っております。ただし、議員がおっしゃるとおり、確かに地震が発生して、じゃあ夜中寝ているときに発生して、服を着替えて、もちやもちやしてというような、そういうふうにはところの時間までは加味はしていない。ただし、私どもも役場職員何人かに分けて行ったのですけれども、ある程度、かなりゆっくりな歩幅というものを心がけまして、避難場所は地図上で若干遠めにあるであろうといったような地域では、そのような補足作業というのを全てにおいてやらさせていただきました。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 それから、また冬期間や災害弱者の避難に当たっては、車両による避難も考慮しているところですので、こんなものは行政で広報でもするのですか。冬期間の場合は車で逃げてくださいますか、そんな広報でもするのですか、これ。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） はい。広報、どのような手法を取るかというところですけども、どうしても、やはり歩いては避難できない方々がいらっしゃいます。そういう部分につきましては、過去の議会においても、車両を使わなければやはり避難ができない方がいらっしゃるというようなことも、私のほうでお話しをさせていただいている経過があります。率先して来るまで逃げなさいということは、やはり車両で逃げることによりまして交通渋滞が発生して、それで津波に流されてしまうというようなことも想定されますので、その辺につきましては、強制力は持たせることはないかなとは思っておりますけれども、幸いにも現在、津波のシミュレーション動画を作成しております。その中では、もちろん、厚岸町の、たしか私の想定ではあやめ橋の手前くらいで交通渋滞が発生して、車両が流されていくといったような映像も今回は全て加えております。このようなものを活用しながら、普段からどのような形で逃げていくことが最善なのかということを町民の皆さんに考えてもらえる一つになればいいかなとは思っておりますので、そのような中で啓発のほう行っていきたいと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 であれば、前回の車両による避難も考慮しているところですよところですよという言葉づかいはやめたほうがいいですよ。これは、個々の町民が判断をして、そして車両を使ったということで被害を受けるということであれば、やむを得ないということありませんけれども、自己責任の範疇ではないかな、あるいはそう思います。気持ちの上ではより早くということで車を使いたいというのは十分分かるのですが、前回の東日本のときも、あやめ橋渋滞したのですよ、現実に。それから百浜の4丁目から光栄の地域が、太田に上がる坂ありますね、道道、あそこ左折できなかったのです。車で車で。左折が。日中でもそういう状態です。それでも避難しなかった人がいて、それだけですから。今度、この千島海溝で起きたときに、本当にそういうシミュレーション動画を見たときに、もっと車で逃げる人も出てくるかもしれません。ですから、車による避難もやむを得ませんとか、強制しませんとか、無理に言いませんとかっていう言葉も、果たして使わないほうがいいのではないかと思います。もし、そうなった場合、これ犠牲になった方がもしいて、これ行政で車で逃げなさいとか、何とかという、もし指導的な言葉がもし発せられたとして、それに従いましたということで、訴訟でも起こされたら損害賠償になってしまうのではないですか。裁判官ではないから分かりませんが。

そんなようなことも考えれば、それやこれや考えれば、結局は東日本の津波があったときに、後に検証したときには、結局8割が逃げ遅れなのです。その8割が、逃げ遅れの8割を、決して70歳以上とか80歳以上の人だけではないのです。だとすれば、80歳、70歳の人を介護して、そして手を引かれ、あるいは背中におんぶする人もいるかもしれませんが、そういうことで避難をするわけです。そうすれば、若い人だって、本当は10分で避難場所にたどり着くものが、介護しながら行くとすれば20分、30分、40分

かかってしまうわけです。そうすれば、若いとか高齢者とか関係なく、やはり犠牲者が出るわけです。

ましてや、この役場で8メートルですよ。起こらなければいいのですが、それが6メートルか7メートルになるかもしれない。あるいは10メートルになるかもしれない。そういう予測の中で、もし万が一、その想定通り来たら、この厚岸湾の前浜から湖まで全部突き抜けるのですよ、津波が。その中で、今現在の避難場所というのは、山を利用した高台ですよ。ですから、仮に港町だって、あのあやめ橋を走って、そしてコンキリエを登って、あるいは住の江町は、コンキリエの横の集会所から集会所の横にある階段を上ってということになるわけです。そうすると、そこまでは必ず誰かが行かないとならないのです。そうすれば、そこまでたどり着けない人をどうするかということなのです。そうすれば、最後の砦になる、やはり避難タワーという物が、それは何基が必要なのかとか、どこかとかというのは後々考えていかなければならない問題なのだけれども、そういう物も頭の中に入れ、あるいは計画の中に入れていかないと、だって進んでいかないではないですか。

ただ、いつ起きるか分からないということですから、のんきに考えれば、まあここ5年や10年大丈夫だっていうこともあるかもしれませんが。しかし切迫しているということで考えれば、じゃあ明日来てもおかしくないって、極端に言うともうそういう考え方も成り立ちますし。地震、津波が起きない年が長くなればなるほど危険度は高くなりますから。そういうことを考えれば、やはりこれは町長、本当に、決断力ある町長の時代に何とか実現してほしいなど。それは場所は、何箇所かというのは専門家ではないから分かりませんが。

だって四国だって、南海トラフで叫ばれてから、あの四国の海岸線に100箇所以上の避難タワーができたのです。現実には。だって数百年津波がないのですよ。あそこだ。だけれども、南海トラフというのがどんどんどんどん叫ばれてから、あそこはどんどん、こっちは最近高速道路の陳情が多かったのですか、向こうは津波のそれこそ交付金や助成の要望が多かったと聞いておりますけれども。ここだって、別海町だってできたではないですか。26年に。6.6メートル。野付のところに避難タワーが。

これは何としても町長、本当に。大槌だって防災タワーがあったのです。だけれども、2メートルか3メートル低かったために、これが最後の放送ですと言った女の役場職員だって犠牲になったのです。あれは側は残っていますから。津波に耐えて。だから行政、役場の職員だってそんな犠牲になってはならなし、一般町民だってそんな犠牲になってはならない。100%防げないにしても、そういうふうには努力だけはやはりしてもらわなければならないと。強くそう思うわけですが、改めてご答弁ございませんか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

9年半前に東日本大震災が起きたわけでありまして。早いものであります。その中で、私自体もいろいろと反省点も見いだしておるわけでありまして、私は何よりも大事なことは想定外をなくする、これが大事だと思っております。と言いますのは、私も10年前

に東日本各地を歩いたわけで、視察をいたしたわけであります。その際、ハザードマップを守った人が全てやられてしまったという現実には私はだったわけであります。

例えば、大川小学校の生徒の皆さんがそうであります。津波は来ないという地域であったわけであります。しかしながら、現実はそうではなかったと。しかれば、車で逃げた場合どうだったか。ほとんどやられました。渋滞にあって、津波でやられたという現実を見ておるわけであります。

また厚岸町におきましても、蕩然でありました。愛冠岬に逃げるのに途中で駐車をして津波を眺めておった。その結果、車が渋滞してしまったという現実があるわけでありますが、それぞれの対策を講じていながらも、実際の津波がどういう津波になって現実に被害をもたらすのか。はっきり言って分からないような状況であります。ですから、私は常に自分の身は自分で守る、そういう精神を忘れては困るし、さらにはまた防災訓練も当然必要であります。私はやはり災害弱者については特に気を遣っております。ですから、私は自主防災組織を組織してくれと、各自治会にお願いをいたしておるわけであります。やはり災害弱者につきましては、特に共助が大事であるわけであります。

そういうことで、私は今防災タワーの話が出ておりましたけれども、これまた南三陸町、20メートルのタワーであったわけでありますが、津波が来たときには町長筆頭に津波対策をいたしておった、地震対策をしておった職員が逃げた。その結果、安全であったはずの避難タワーがやられてしまった。かわいそうに、残念なことに職員もほとんどやられてしまったという現実を私は南三陸町の町長であります佐藤町長からも、現実の問題として聞いておるわけであります。

そういうことで、やはり何と言いましても、高台に逃げるということが大事な精神でなかろうかなと思うわけでございまして、やはりそういう中でも冒頭申し上げたとおり、想定外をなくさないといけない、この対策で絶対100%大丈夫だというものはないはずであります。やはり、9年半前の反省点と、また今回4月には内閣府の中央防災会議が公表いたしました日本海溝並びに千島海溝の大地震の公表であります。今それに基づいて北海道が北海道独自の地域防災計画を作成をいたしておるわけでございまして、年内にこれまた公表されるであろうと。それに基づいて、我々は厚岸町地域防災計画を見直していかなければならない。そういうときを迎えておりますので、私といたしましては佐藤議員の考え方はもちろんのこと、それぞれの知識のもとにおいた災害対策なり避難対策というものを講じていかなければならないであろうと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 今、町長から想定外をなくするということであります。もちろん、今想定外なんて言葉使っても通用しませんからね、これは。行政が想定外と言っても。今、大川小学校の例も出ましたけれども、あれだって教師と亡くなられた児童生徒で損害賠償で確定しましたよね。要するに防災対策に不備があったということです。でも、今までの経験といいますか、それからありとあらゆるものをそのマニュアルで検討して大丈夫だということの結論には達したのではないかと思うのです。それでそういう行動を取って

も、しかしそれでも、それでも不備があったということになってしまうわけですから。

そして、今町長言うことはもっともなご答弁ではありますし、分かるのです。しかし、それでも、100%の安全はないにしても、だからといってこの海岸に面した、あれだけの役場の高さでは間に合わないだけの津波が来る地域で、防災タワーの必要性は全然感じないということの意識は、僕は共有できないと思うのです。

それで、このよく分からない言葉の答弁があったのですが、アンブレラ計画って初めて聞いた言葉で分からないのですが。国土強靱化地域計画はさまざまな分野の指針となるものであり、いわゆるアンブレラ計画としての性格を有する、これはどういう意味なのでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まずもって、国土強靱化地域計画、イメージとしては、厚岸町でいいますと総合計画のようなイメージになります。国が当初の段階では総合計画と横並び、もしくは総合計画を上回るような位置づけというような言い方をもって、この国土強靱化地域計画を作成しなさいというようなことが言われておりました。すなわち、個別の、厚岸町でいいますと3カ年実施計画のように、何年に何を幾らでやりますよというような個別の部分が実は載ってこない計画になってきています。そのため、ある意味指針を示すと、方向性を示す計画だということで、アンブレラ計画というような言い方がされております。

ですから、ちょっとイメージがつきにくいかなとは思いますが、個別の事業の内容がピンポイントでは出てきていない、出さなくていい計画なのですから、でも現在につきましては、各種の計画との整合性を取りまして、例えば総合計画だとか実施計画に位置づけられているものであれば、この国土強靱化地域計画の中で、例えば重点事業だとか、一般事業だとかというような掲載をすることによって国の各省庁における補助金の優先採択のポイントがうまく当たるだとか、そのような位置づけのものになっております。

ですから、町長の答弁でもありましたけれども、ピンポイントの個別の計画が、現状では今、津波避難タワー計画というものはございませんので、今現在策定作業を行っている、この国土強靱化地域計画の中には個別の計画としては出てこない。けれども、総体的な意味合いとしては、もちろん大地震が来て、大きな津波が来ると、厚岸町まだまだ避難場所の見直しだとか、もしくは質問者がおっしゃいます避難タワーと言われているものも計画に位置づけていかなければならないというような事案も考えられます。そうなりますと、国土強靱化地域計画の見直しを行って、これら個別事業を改めて載せていくといったような流れになってくるものであります。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 そうすれば、最終的にはそういう必要があるとすれば、最終的にはこの国土強靱化地域計画に施設整備の計画を載せなければならないのですか、最終的には。それ

で、そういう、今何と言ったかな、そういう必要性があればと言ったのかな、そういう必要性を感じてくださいよ。本当に。もしそういう必要性があればってこういくのではなくて、そういう必要性が多分来ると思いますとか、そういう答弁をいただかないと手上げる暇がないものですから。そういうことで、最終的には国土強靱化地域計画に、よしということで、必要だということであれば載せて、そして国の助成なり何なりをいただいて走っていくという形に、それは最終的にそういうことになるのですね。分かりました。それは。

それと、いろいろ書いてきたのですけれども、順番がごちゃごちゃになって、あれなのです。それと、順番前後しますけれども、防災ですから勘弁してください。前回の最後にまず自分自身の家族の安全を確保した後に、近所や地域の皆さんと助け合う自助・共助の取組が重要と考えており、さらなる啓発や取組を強化してまいりたいというふうに答弁されているのですが。実はうちのほうも、自治会で自主防災組織があるのです。それで要介護者というか、要援助者というのか、アンケートを回して、個人情報を守りながら、もし何かあったときに隣近所声かけるとか、あるいは助けて一緒に逃げる人は誰々を担当して手伝ってくれとかというアンケートを回したら結構いるのです。70歳以上で93人いますから。敬老会の対象者が。

それで、そのときアンケートしたら、個人情報といってみんな出すの嫌がるのです。足が不自由だとか、何がどうだとかといって、その個人情報と言われて、たった3枚しか集まらないのです。ですから、ここで共助って、いや、本当に僕の隣が南谷さんで、僕より15歳くらい年が多いのだったら、南谷さん逃げるよって、こう言うのだけれども、そのあれを調べるのですら個人情報の壁があって、なかなかつかむことができないのですよね。ですから、ここで共助というのは、共に助け合わなければならないということなのだろうけれども、だからこの行政で共助の取組が重要と考えて、何をしたらやれというのかなと悩むところなのですよね。

ですから、いろいろな啓発はもう自治会ぐるみでその都度役場から来たもの、社協から来たもの、さまざまなやつをコピーして、全部に回しているのですよね、それはそれで。だけれども、我々がそういう思いがあって、アンケートを出して、どこの何番地の誰それさんがひとり暮らしで家族がいないという人の声を誰がかけてやる、誰が手を引いて太田まで逃げるかとか、そういうものをきちんと作ろうと思ってやったのですけれども、そんなような状況で、なかなか個人情報の壁があって、共助と言われても、なかなか現実には難しいなというふうに考えているのですけれども。さらなる啓発って、どんな啓発で取り組むのかなという思いもしております。

それと、話、前に戻りますけれども、本当に日中以外の、津波も来ますし、寝ているときにも津波は来ますし、かつての南西沖の津波も、あれは10時過ぎの、たしか津波だったのですが、10時17分だったのですが、寝ているときなので、漁師町ですから、恐らく寝てたのでしょう。それで、車で逃げた人も、さっき町長言われたように、随分犠牲になって、結果的には走って高台に逃げた人が助かったというような事例もありますので。しかし、それでも逃げ遅れが出てくる。それでも逃げ遅れが出てくるのは、やはり最後の砦である、やはり避難タワーではないのかなと。

もう、この質問通告してから、タワーの夢がばんばん出てくるのですよ。本当に。冗

談ではなく。そういうことで、町長の思いも、何としても一人の犠牲者も出さないという、そういう強い思いも、新聞のインタビューの記事でも話しておりますし、そのことで総務の危機対策の1つの係りから、僕は対策室に格上げしたのではないかなと思いますので、そういう町長の思いを、やはり室長はこういう意味ではきちんと付度していただいて、その町長の思いを実現していただくと。そのために田崎室長、やはりいるわけですから。これからも機会あるごとに質問させていただきますので、一つどうぞよろしくお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 町長といたしまして、やはり何よりも今日、施策の中で強く望まれるものは、安全・安心なまちづくり、これが大事であろうと、そういう認識で今までも進めてきましたけれども、より重要な課題だと思っております。

先ほどもお話しいたしましたが、内閣府の中央防災会議が公表したところを見ますと、何と厚岸町には浜中と同様、震度7の地震が起きるであろうという予測であります。震度7といいますのは、それ以上の地震がないのです。気象庁が発表いたしました震度は7で終わっているわけでありまして。すなわち、7以上の震度が厚岸、浜中に来ると。これは名指しで公表をいたしておるわけでありまして。

さらにはまた、最高の津波が24メートルでございます。厚岸まで、町の中まで到着するのが45分ということでもあります。そういうなお一層恐ろしい現実にあつてゐるわけでございますので、私は一人も取り残さない、これが第6期の厚岸町総合計画の精神であります。人命を大事にする、そういう施策もこれから強く推進をしていかなければならない、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、3番、室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従ってご質問申し上げます。

まず1番目として、感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの蔓延下における季節性インフルエンザ対策についてお聞きいたします。

2番目として、太陽光発電についてお聞きいたします。

住宅用等の小規模な装置についての町の対応というのはどのようになっているのか。

それから、その現状と課題についてどのようにお考えか、これについてお聞かせください。

3番目として、障がい者の支援についてであります。

町内における障がい者の生活、就労、自立等を支援する各種総合支援施設というのがありますけれども、その事業等に対して、金銭面以外ではどのような支援を行っているのかお聞かせいただきたい。

また、それぞれのその施設の要望や必要とするものの調査というのはどのように行われているのか。そして、どんな課題があるのか。これについてもお聞かせをいただきたい。

以上であります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「感染症対策について」のうち、（1）の「新型コロナウイルスの蔓延下における季節性インフルエンザ対策についてであります。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性を踏まえた対策が重要であり、具体的には「インフルエンザワクチン接種の推進」と「新しい生活様式の徹底を含む基本的な感染予防対策の推進」、「外来・検査体制の周知」の三つが重要と考えております。

一つ目の「インフルエンザワクチン接種の推進」につきましては、国では今年の冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性があることから、高齢者をはじめとした重症化しやすい方に対し、インフルエンザワクチン接種を推奨しております。

さらに、これら二つの感染症は、症状の見分けがつきにくく、感染を警戒してインフルエンザワクチンの接種希望者が増えることが見込まれることから、インフルエンザワクチンの供給量を例年よりも多く確保し、ハイリスクとされる優先的な接種対象者の接種機会の確保のため、接種の優先順位についての呼びかけを行うとの方針が示されております。

具体的には、予防接種法に基づく定期接種対象者である65歳以上の高齢者等で接種を希望する方については10月前半から接種を開始し、それ以外の医療従事者や65歳未満で基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学校2年生までの子どものうち接種を希望する方については10月後半からの接種を呼びかけるという方針となっております。

現時点において、この方針についての具体的な運用は示されておきませんが、町においても委託医療機関等との連携のもと、優先的な接種対象者が接種機会を逸することがないように周知や情報共有をしてまいりたいと考えております。

また、当町においては、子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業も実施しており、優先順位を遵守しながら、ワクチン接種の必要性についての周知に努めてまいります。

次に、二つ目の「基本的な感染予防対策の推進」につきましては、国では新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザに対する感染予防対策は共通していることから、引き続き、新しい生活様式の徹底をはじめとする公衆衛生対策を進めるとしております。

昨シーズンは、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策が季節性インフルエンザ

の流行を結果的に抑制したとの考えもあり、町としましては、共通する手洗いやマスクの着用などの呼びかけを強化し、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

次に、三つ目の「外来・検査体制の周知」につきましては、発熱など、症状の見分けが付きにくい感染症の同時流行に備え、身近な医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で、相談・外来診療・検査を行う体制を整備するとの方針が国から示されております。町におきましては、具体的な体制が分かり次第、北海道や医療機関等と連携の上、周知に努めてまいります。

いずれにいたしましても、町としては、新型コロナウイルスの蔓延下におきましても、従来の基本的な感染予防対策に、新しい生活様式の徹底を加えた日々の対策の継続が、季節性インフルエンザ対策の基本であるものと認識し、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の「太陽光発電について」のうち、(1)の「住宅用等の小規模装置についての町の対応」についてであります。これまで、火力発電に使用する燃料価格の上昇に伴う電気料金の値上がりや、平成23年3月に発生した東京電力福島第1原発の事故を受けて、再生可能エネルギー普及への機運が高まったことから、当町においても、平成25年度から環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、町内での消費を拡大し地域経済の活性化を図ることを目的に「厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励金」を交付し、住宅用太陽光システム導入の促進を図っております。

奨励金の内容については、最大15万円を上限に、1キロワット当たり3万円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てた額を、厚岸町商工会が発行する商品券で交付しております。

これまでに交付した奨励金の件数と金額は、本年8月末現在で38件、500万5,000円となっております。

次に、(2)の「現状と課題」についてであります。現状については、現在、町内において小規模装置と言われる50キロワット未満の太陽光発電装置を設置し、北海道電力との需給契約を締結している件数は163件、うち住宅用と言われる10キロワット未満のものが109件、事業用と言われる10キロワットから50キロワット未満のものが54件であります。

また、国はエネルギー源の多様化と、地球温暖化対策を推進するため、家庭や事業所などの太陽光発電からの余剰電力を、買取開始時から10年間一定の価格で買い取ることを電気事業者が義務づける「余剰電力買取制度」を2009年に開始し、2012年7月に「固定価格買取制度」に移行運用され、昨年11月以降は、「買取制度」における買取期間満了者が順次発生しており、これまでどおり北海道電力へ売電するか、他の小売電気事業者へ売電するか、蓄電池と組み合わせ自家消費するかを選択することになっております。

次に課題についてですが、住宅用太陽光発電システム導入に当たっては、太陽光パネルの価格が、発売当初よりも下がっていると言われておりますが、製造メーカーによって差があり、1キロワット当たり約30万円で、一般住宅の設置費用としては120万円から170万円と言われ、未だ高価なものであるため、町内における設置件数は年間数件

に止まっており、普及が鈍い状況にあります。

また、将来、太陽光発電設備の使用を終了した際の所有者による廃棄処分についてありますが、太陽光パネルは20年から30年、またはそれ以上発電し続けることが可能とされているため、2040年頃に廃棄のピークを迎えると言われております。

所有者の管理が不十分であれば、老朽化による設備の破損や強風での飛散などにより、周辺に被害を与えることが考えられ、住宅用太陽光発電システムの廃棄費用も、100万円を超える負担となることもあるため、将来設備が放置されることも懸念されます。

町は、太陽光エネルギーの導入を促進すると同時に、太陽光発電設備の適切な維持・管理を行うための情報提供を行う必要があることから、今後も関係機関からの情報を収集しながら具体的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「障がい者支援について」のうち、(1)の「町内における障がい者の生活、就労、自立等を支援する各種総合支援施設への金銭面以外の支援」についてありますが、町内においては、障がい者や障がい児へ各種サービスの提供による支援を行う施設または事業所として、「厚岸町子ども発達支援センター」では障がい児の通所支援サービスを、「ぷらっと」では放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援B型の3つのサービスを、「のんき村」では就労継続支援B型と自立訓練の2つのサービスを、「工房るうぷ」と「ファームポッケ」ではそれぞれ就労継続支援B型のサービスを行っております。

また、厚岸町社会福祉協議会では居宅介護と同行援護のサービスを、心和園及びデイサービスセンターではショートステイとデイサービス事業を実施し、計画相談事業所として「らいふ」が各種サービスの調整を行っております。

さらに、障がい者の通所による活動の場として厚岸町地域活動支援センターを設置しております。

各施設では、利用者等がさまざまな課題を抱えているため、一施設のサービスでは対応できない場合も多くあり、当町も必要に応じ、利用者や各施設と協議を行い、サービスの調整を図るなどの支援を行っております。

さらに日中一時支援事業等、実施の可否等の調整が整ったものについては、制度の拡充を行い支援の向上を図っております。

また、障がい者の就労の場でもある4箇所の通所施設では、アクセサリー等の小物やパン、野菜などの生産活動を行っており、それらの販売の機会を求めているため、町職員の福利厚生をかねて役場庁舎や保健福祉総合センターでのパンの定期的な販売場所の提供、イベントの開催に合わせた生産品の販売機会の提供、職員に対する野菜販売の周知による販売量の増を図るなどの支援を行っております。

次に、(2)の「各施設の要望や必要とするものの調査と課題」についてありますが、各施設の要望や必要とするものの調査については、各施設からの申し出により、随時協議の場を設けて意見交換を行っているほか、「障がい福祉計画」が3年ごとに、「障がい者基本計画」が5年ごとに計画を策定する必要があり、その際にアンケート調査、各施設との意見交換、施設の代表者も構成員となっている厚岸町自立支援協議会での協議等において、要望や課題の把握に努めております。

特に、平成29年の「第5期厚岸町障がい福祉計画」策定の際には、各施設との意見交換の場を設け、利用状況、新規事業の計画、町への要望等について意見交換を行ったところ、このような意見交換の場は大変有意義であり、数年に一度でも設けてほしいとの意見をいただいております。

今年度は「第6期厚岸町障がい福祉計画」の策定年であることから、各施設との意見交換の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、開催方法について検討した結果、書面にて、新規事業の計画や町への要望等を伺うこととしております。

課題については、特に「親が亡くなった後の障がい児や障がい者の身の振り方をどうしたらいいか」、「障がい者の一般就労の場の確保ができないか」、「就労支援施設の生産品販路を拡大できないか」といった意見を聞いており、現状はどれも非常に難しい課題と捉えておりますが、引き続き各施設と連携し情報を共有しながら対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 まず1点目のコロナ蔓延下におけるインフルエンザ対策についてお聞きします。

今、町長の答弁で問題点というものは十分に認識しているということがよく分かりまして、大変心強い。それで、ここでも、町長の答弁でもはっきりおっしゃっているのですが、インフルエンザとコロナが一緒になって流行ってしまうと見分けがつかなくなる。特に初期においては、発熱と上気道症状というのが全く同じで、臨床での見分けがつかないと言われてますね。それから、今年の1月頃、2月頃、3月頃、インフルエンザが少なかったのです。ここで答弁中でもおっしゃっているのだが、いわゆる手洗い・うがいの励行がインフルエンザの流行を抑えたのだという専門家も確かにいらっしゃいます。ただし、それだけではなくて、専門家の中ではたまたま今年のインフルエンザウイルスの毒性が、いわば弱かったため、逆にインフルエンザは余り流行らなかったということは、日本人全体の対ウイルス効力、対抗力というのですが、それが弱まっているということも考えれる。だから、毒性の強いインフルエンザウイルスが、もし今年運悪く入ってくると、一気に広がる恐れがないとは言えないと。要するに、どうなるか分からないから十分に気をつけてなければならないということが言われています。

そういう中で、今、町としては三つの体制を出しているわけですが、高齢者をはじめとした重症化しやすい方に対してのワクチン接種を推奨していますというのは、これ、国がそういう言い方していますよね。そうすると、厚岸町は国の言っている範囲で進めていくということなのではないでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

国ではそのように65歳以上の方を優先してということで、その次の段階では子どもさんたちとかというようなことをおっしゃっておりますけれども、それを踏まえながら、町としてはそれに限ったものではなく、希望者につきましては柔軟に受けて、予防接種していただきたいなというふうには思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 町としては、インフルエンザに関して、嫌だという人に強制するわけではもちろんないですけれども、なるべく一人でも多くの人にワクチンを接種してほしいと考えているのかどうか、その点。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、一人でも多く予防接種を受けていただきたいというふうには考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 現在、この答弁の中でもおっしゃっているのだが、乳幼児から小学校2年生までの子どもの接種費用というのは、たしか助成していますよね。そのほかにも、今インフルエンザの接種に関して安いものではないのです。その費用の助成というのは、どういう人に対してしていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

65歳以上の方と、それ以下の方であっても疾患を持っていらっしゃる方につきましては、1,100円で負担いただいて、それ以外を助成するというような規定になっております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 65歳以上の人についても自己負担1,100円。それから基礎疾患のある人、これはお医者さんの診断書か何かいるのでしょうかけれども、それについても基礎疾患のある者として1,100円の自己負担でワクチンが打てますということですね。それから、児童生徒も入るわけですね。小学校2年生までですか。はい。

妊婦というのはどうなりますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

妊婦さんにつきましては、助成の対象では、インフルエンザの助成の対象ではございません。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 国の出している中では、妊婦も、そういう基礎疾患のある人なんかに準じるような書き方しているのではないですか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時30分休憩

午後 4 時32分再開

●議長（堀議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 時間をお取りいただき、申し訳ございませんでした。

妊婦さんの助成のことですけれども、国は優先順位を法律なり、ルールを変えず、65歳以上の方を最初優先し、その次の優先としては児童ですとか妊婦さんというようなことは言うてはいるのですけれども、改めてルールを変えてまで助成するというような国の考えはないようです。あくまでも、優先して接種する順番のことを国のほうが言うております。

町の規則、要綱でも、先ほど説明させていただいた以外、インフルエンザ予防接種に関する助成というものはございませんので、お答えさせていただきます。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。まず事実から確認していますので。

医療従事者に関して、これはぜひワクチンを打ってもらわないといけないというような言い方を国はしているのですが、町ではどう考えているのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 医療従事者につきましても、町といたしましては優先して接種していただいておりますが、助成制度などはございません。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

- 室崎議員 医療従事者に対して優先してワクチン接種をしてほしいということになれば、それはなぜなのでしょう。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） やはり、住民を診察する医療の方々がいなくなって、インフルエンザに罹ってしまって、診察ができないというふうになれば、住民にさらなる負担がかかるということで、やはり予防接種をしていただきたいなと考えております。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 常識分りきったことですよね。それと、そういう人が罹患するというと、病人や、何と言うのか、体力の弱い人に移してしまう可能性もありますから、ということなのです。という意味で、救急隊員、福祉施設の職員、デイサービスの職員、訪問介護職員、ヘルパー、訪問看護職員、訪問看護師、保育所・幼稚園・児童館の職員、それから町職員でも、特に一般の方たちがよく来るような海事記念館とか水鳥観察官とか情報館とか、いろいろあるでしょう。こういうところはそれに準じるのではないですか。その考えはどうでしょう。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 職員のワクチンについては、保育所、それから児童館の職員については町のほうで接種料を負担して予防接種を受けていただいております。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） そのほかの職員については、現在は個々に接種を受けていただいている形で、費用のほうは町のほうでは負担しておりません。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） あと介護施設の職員の方ですとか、民間のケアマネージャーさんなどにつきましても、町民とあわせて同じく、予防接種についての周知はしていきたいとは考えております。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 一つ一つ例を挙げて聞いていきますと、総論では一人でも多くの人に接種してもらいたいと言いながら、個々具体的になるといって、勝手にやってくださいという

ふうになってくるのだ。もし、本当に本気で一人でも多くの人にやっていただきたい、しかも優先順位として、これは非常に優先順位を上げなければならないというところに、何で各自の勝手にして、助成も何もしないのですか。総論と各論が全然違うでしょう、今の話聞いていると。

特に今回は、コロナが流行っている中でインフルエンザが流行ると、これは医療現場に対する負担が、まずものすごく大きくなる。そうでしょう。発熱して来たら、インフルエンザかコロナかよく分からなかったら、全部コロナとして扱うざるを得ない。それがコロナではないと分かるまでは。これ、大変ですよ。

今、コロナは得たいの知れない病気だから、下手してたら手のつけようがなくなって死に至る病気だから、みんな恐れている。ただ、数からいったらインフルエンザのほうがはるかに多いのです。インフルエンザには治療薬もあるし、ワクチンもある。だから、それほどは恐れていないということです。だから一部のマスコミだとか、マスコミなんかに出てきて、何かわけの分からないことを喋るような人たちは、コロナなんかよりインフルエンザのほうがずっと恐ろしいなんてたんか切っていますけれども、それは恐ろしいとはどういうことか知らないというだけのことですよね。

今、コロナかもしれない人が、わっと病院に来たら、これは大変ですよ。だから、一人でも、そのインフルエンザに罹る人を少なくするということは、医療現場の圧を和らげて、医療崩壊を防ぐために絶対必要なことだと思うのです。いかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでは認識はしておりますので、強く、その辺は促していこうと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、このコロナが流行っているだけの特例として、町民の、このインフルエンザに関するワクチンについては、全部助成するというふうにしたらどうですか。ただし、特に必要とみなされる人たちというのがありますよね。今、いろいろ例挙げたけれども。そういう人との間で優先順位をつけて、例えばそういう人はここでも、もう既に町長の答弁の中でもおっしゃっているのだけれども、第一順位の人は何月何日から、第二順位の人はその後というふうに順位付けをするとか、いろいろなやり方あると思うのだけれども、いずれにしても費用負担というものを軽減することによって、一人でも多くの人が、このインフルエンザウイルスを接種してもらうということをやるべきだと思うのです。それは厚岸町の大事な医療の現場の圧を下げ、医療崩壊を防ぐという意味でも非常に大事なことだというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時41分休憩

午後 4 時42分再開

- 議長（堀議員） 再開いたします。
町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。と言いますのは、ただいま室崎議員からの提言であります、大きな施策に関わる問題であります。そういうことにおいては、私から答弁するのが妥当であろうと、そのように考えるわけではありますが、まず、コロナの中での季節性インフルエンザについての対策としての接種を全額町で負担したらどうかということについては、大変希望としてはありがたい施策であり、願わくばそうありたいなと思うのですが、ただその前に、ワクチンがどれだけ獲得できるのか。さらにはまた、今ちょっとお聞きいたしますところ、全額助成するということになると約4,500万円かかるそうであります。そういう金額等も考えますと、厚岸で全額助成することが適切かどうか、町財政からいいましても、大変課題のある施策でなかろうか、そのように考えますので、検討事項として一つ考えさせてください。ご理解いただきたいと存じます。

- 議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

- 室崎議員 町長、私の提言を非常に正面から受けて、私が言ったよりも大きなものとして受けとってらっしゃるようなので、ちょっと私のほうで申し上げます。私、全額補助すれとは言ってません。半額でも効果あると思います。それは全額に越したことないですけれども。それともう一つは、優先順位ということを言っています。おそらく今年はワクチンを希望する人は非常に多くなるだろうということは、もう誰しも言っていますよ。しかも、はしかかな、それのときに見られたように、総数では足りるので厚労省足りてます、足りてますと言うのだけれども、大きな病院だとか、大きな問屋だとかが抱え込んでしまって、こっちまで出てこない、現実には足りない。そういう現象も起きますよ。だから、全くみんなをフラットにして、さあやってくださいと言ったら足りなくなる恐れはありますよね。だから、その当りは優先順位をきちんとつけてやったらどうですかと言っているわけで、そういうことを含めて検討していただきたい。そのように思います。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 再度お答えをさせていただきます。

コロナと季節性インフルエンザについては、先ほども、第1回目に答弁いたしましたけれども、極めて症状が見分けつきにくいということでございます。特に季節性のインフルエンザについては、やはり予防接種、これを推進することも大事なことでなかる

うか。10月頃から始まるわけでありましたが。そう考えますと、最終的なコロナの場合はPCR検査ということになるだろうと思いますが、症状が見分けがつきにくいという状況の中で、季節性については診察の結果に相なろうかと思いますが、諸経費については優先順位等も踏まえながら、検討事項として考えさせてください。再度の答弁であります。ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくをお願いします。

それでは、次に行きます。太陽光発電についてです。

現在、住宅用と言われる10キロワット未満のものが厚岸町で109件あるというのは分かりました。それで、町は助成金、今年度も90万円と言っていたのかな、つくってくださいと、設置してくださいというからには、これは1基でも増えたほうがいいと考えているということだと思います。時間ないから、そのように解釈させていただきます。

その上でお聞きするのですが、住宅用太陽光発電からの火災事故というのが、この10年間で127件起きているのです。これは事故情報データベースに登録されたものだけで、それだけ出ています。厚岸町ではそういう事故はないと思いますけれども、あったら答弁のとき言ってください。そういうようなことがあるから、国は再生可能エネルギー特別措置法というのを平成29年ですか、2017年に改正していますよね。今回の町長の答弁にはそういうことは全く出てこないのだが、この内容について簡単に説明してください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 2018年に法律の改正がございます。電気事業法においては、災害時の連携強化、送電網の強靱化、災害に強い分散型電力のシステムなどがこの電気事業法のほうでは改正がなされております。また一方、再エネ特措法、略させていただきますが、こちらのほうでは市場連動型の導入ということで、フィットに加えた中で、新たに市場価格に一定のプレミアを上乘せして交付する制度としてフィップ制度を創設すると。これは住宅用10キロ未満は対象外でございますけれども、そういった中で対応。さらには再エネのポテンシャル、可能性を持っていることを生かす系統整備ということで、地域間連携線等の整備制度を創設する。

また、再エネ発電設備の適切な廃棄ということで、事業用太陽光事業者に対する…

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 私、再生可能エネルギー法の2017年の改正について聞いている。あなたのほうでつかんでいないようですね。このときに、10キロワット未満の住宅用とか家庭用とか言われている最小型の太陽光パネルに関して点検義務が付されたのです。メンテナン

ス義務が。どういう構造かというのと、F I T認証というのを受けると、この再生可能エネルギー特別措置法によって、電力会社はこれを買上げなければならない。ということは、この改正によって売電をする場合には、規模の大小に関わらず事業者と、電気事業者というふうに認められるのです。事業者にはメンテナンス義務が課されている。これは寝耳に水というふうに言われて、一般の家庭用発電をやっている一般家庭では大変びっくりする話になったわけですが、それについてきちんとした指導をする必要は町にあるのではないかということを知ったのだけれども、あなたは全然違う話をしてる。つかんでいないのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 大変申し訳ございません。私の中で、そういった情報の部分が勉強不足だと反省しているところでございます。

当然、国の施策等が出ている状況をきちんと押さえて、町民の皆様にきちんとした周知を図らせていただく、周知をした上で、安全に適切な電気運営を図っていただくということが大事なことでございますので、改めてきちんと情報を整理させていただきまして、町民の方に新たに、こういった制度改正含めた中での情報をきちんと周知をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 条文の書き方、非常に複雑で難しいのです。このF I T法と言われているのは。だから見落としたのかもしれないけれども、こういうものについて、こういう場所で聞かれて初めて、いやいやそんなこと知りませんでしたというのは余りにもみつともないですよ。きちんと勉強して、それで町民にこのメンテナンス義務を果たしていないと売電ができなくなるおそれがあるのです。F I T認証を取り消されるおそれもあるのです。ですから、これは早急にきちんと調べた上で、広報なり、何なりでもって周知をする。また、厚岸町は売電をしている人をつかんでいるようですから、そこに個別に連絡をする。そういうことを進めていただきたい。

それで、次にまいります。

障がい者施設の活動に対する支援というものが、厚岸町は非常に手厚い町であるといっているのではないかと私は思います。それで今回もずっと一覧を出していただきましたが、非常にそれぞれについて親身な支援をしていると私は評価しております。

その上でお聞きするのですが、その大変評価の高い部分は福祉課の入っている部分という気がするのです。福祉課以外の、いわば管轄になったときに、同じようなレベルで考えているかどうかというのをときどき疑問に思うことがあるのです。

今、もう時間がないので、本当の一例だけ挙げておきますが、この町長の答弁の中でも上げているこういう施設の中で、パンをつくって、その物販を行っている、そういう団体もあるわけです。これが釧路振興局なんかにも持っていったるわけです。店を開いているのです。この店というのは、実はこういう、この場合には知的だったかな、そ

ういう人たちにとっては非常に大きな効果があるのです。それはお客さんと面談して、そしてこれは幾ら幾らです、総計で幾らになります、じゃあ幾ら幾ら預かったのでお釣り幾らになりますということをやるのが、非常に彼らに自信がつくのです。そして、抑え込まれていた能力を引き出すことにもなる。

それで、振興局では、障がい者福祉行政の一環として支援しますということを明言しているそうです。それで、玄関の1番いい場所、お客さんが来て、その建物に入ってきたお客さんにとっても1番目につきやすいところで舞台をつくることを手伝ってまでやってくれるそうです。

厚岸町では、そのあたりはどのような基本的考えのもとに、どのような対応をしていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、町のほうでは役場庁舎と保健福祉総合センターで週に一度、福利厚生を兼ねてということで、第1回の答弁で示させていただきましたけれども、それで正面ではなく実態としては、ちょっと横のほうで販売をしていただいているという現状でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 時間ないからこっちで言いますが、まず町職員の福利厚生だという位置づけですね。それから、こっち側の役場庁舎でいうと正面の1番いいところを使わせてくれるというのに対しては、他の物販業者が来たときに、そういう前例があると断れなくなるのでというふうに担当者に言われたと彼らは言っています。この、道のほうの障害福祉行政の一環というような視点は、少なくともこの役場庁舎を利用させるときには全く欠落しているのではないか。そのように思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） ご質問者おっしゃられるとおり、今、現在は町民ホールの端のほうでパンの販売を火曜日にやっていただいております。ご質問者も言われたとおり、役場での販売については、あくまでも現在は職員の福利厚生を兼ねて販売をしていただく。障がい者支援をメインにした考えではございません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 何遍も言いたくないのだけれども、一般の物販業者と同等に扱うという、その同レベルのところでものを考えるということ自身が、障害者福祉というものについての余りにも無知だと言わざるを得ない。何で、この福祉課がこれだけ一生懸命やっているような発想あるいはものの考え方あるいは価値観、そういうものを共有できないの

か。どうも福祉は福祉課がやればいいのだと。自分たちの課の仕事ではない。それが、今これ一例を挙げているわけです。これだけが全てではないですし、これが私が言うような形で解決したからって全てが解決するわけではないので、一例として聞いているのだが、要するに福祉は福祉課、それでよしということになっているのではないかと疑われるのですが、そうでないのであるならば、きちんと、お前何を言っているのだと言って訂正していただきたい。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 決して、その総務課と保健福祉課の間で、そういった相違があるものではございません。結果的に庁舎管理規定上、そういう形がこれまで取れなかったと。早急に庁舎管理規定、見直した上で、どういった形で支援ができるか考えてまいりたいというふうに思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひ、それ進めていただきたい。それは、あらゆる分野で、やはりそういう発想で見直していくというのを、絶えずとは言わないけれども、時々やっていく必要があるのではないかと。どうしても、悪いく言うとセクト主義なのだけれども、自分の仕事だけが目に入って、その自分の仕事の価値観でやっていけばそれでよしということになるということが、まま、組織というものはどこでもありますからね。それについてはお願いしたい。

それで、ついでお聞きするのだけれども、これは昨年度つくった障がいのある人への職員対応マニュアルという、非常に立派な本ができましたよね。これができたときに、私議会で、この利用法についてお聞きしました。そうしたら、新人研修などで使いたいという答弁でした。私はそれだけではもったいない。まずは町長、副町長入っての幹部職員が、これを使った勉強会をやってはどうかということを言ったのです。町長は非常に積極的な答弁をしてくれましたが、それから約1年、何回くらい、どんな形でやりましたか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

令和元年度に一度、職員を対象に、この周知、説明会を開催いたしました。それ1回のみでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 管理職とか特別職が入ったものですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 役職は関係なく、全職員対象としておりました。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それだけやっつけながら、こういうことなのですか。やらないより、返って悪いでしょう。これは、やはりこういうものについては、みんなが共通認識を持つように常に心がけてください。それはお願いいたします。こんな質問をまたしなければならないようなことにならないように、よろしくお願いしたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

周知・説明に努めてまいりたいというふうに思います。あと職員には全て印刷物を配布して、それぞれで読んでいただくということと、あと庁内メールがあるのですけれども、その中でも添付して、読んでいただくような体制には整えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時03分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員